

令和4年（2022年）11月8日（火曜日）

第 3 号

令和4年
北海道議会 決算特別委員会第2分科会会議録

第3号

令和4年（2022年）11月8日（火曜日）

出席委員

委員長

山根理広君

副委員長

檜垣尚子君

木葉 淳君

渡邊 靖司君

阿知良 寛美君

菊地 葉子君

太田 憲之君

丸岩 浩二君

吉田 祐樹君

沖田 清志君

北口 雄幸君

佐藤 伸弥君

中司 哲雄君

出席説明員

建設部長 北谷 啓幸君

建設部建築企画監 細谷 俊人君

建設部次長 斎藤 知郷君

建設政策局長 平山 大輔君

土木局長 折谷 徳弘君

住宅局長 大野 雄一君

建築局長 石丸 貴康君

建設部技監 関 俊一君

建設企画担当局長 河合 龍寿君

施設保全防災
担当局長 木村 英也君

総務課長 高木 浩君

建設政策課長 上村 明弘君

維持管理防災課長 劔持 浩高君

維持担当課長 黒田 健一君

管理担当課長 相良 修一君

河川砂防課長 松田 哲夫君

砂防災害担当課長 吉田 安範君

住宅課長 渡邊 純一君

住宅管理担当課長 太田 禎章君

建築技術・検査
担当課長 櫻田 秀幸君

設備・環境担当課長 平野 修一君

水産林務部長 山口 修司君

水産林務部次長 黒澤 政之君

水産局長 近藤 将基君

林務局長 野村 博明君

森林環境局長 寺田 宏君

水産林務部技監兼
全国豊かな海づくり
大会推進室長 矢本 諭君

水産基盤整備
担当局長 杉西 紀元君

森林計画担当局長 加納 剛君

総務課長 藤原 啓裕君

企画調整担当課長 成澤 直人君

水産経営課長 藤田 瑞代君

水産支援担当課長 高橋 研司君

水産食品担当課長 住岡 理君

水産振興課長 佐々木 剛君

漁場事業担当課長	神田謙治君	道有林課長	岩崎誠君
漁港漁村課長	山谷公二君		
サケマス・内水面 担当課長	松村悟君	議会事務局職員出席者	
林業木材課長	立原泰直君	議事課主幹	加藤隆行君
林業振興担当課長	山崎康裕君	議事課主査	杉崎正君
森林計画課長	山口博央君	同	齊藤崇史君
森林整備課長	渡邊訓男君	同	青柳和彦君
路網整備担当課長	佐々木匠君	同	森川剛君
治山課長	土岐倫功君	同	甲斐友規君
森林活用課長	小笠原昭二君	同	江刺憲佑君

午前10時1分開議

○山根理広委員長 これより本日の会議を開きます。
報告をさせます。

〔杉崎主査朗読〕

1. 本日の会議録署名委員は、

渡邊靖司委員
菊地葉子委員

であります。

○山根理広委員長 まず、本分科会における審査日程についてお諮りいたします。

本分科会の審査は、お手元に配付の審査日程及び質疑通告のとおり取り進めることにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山根理広委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

(上の審査日程は巻末に掲載する)

○山根理広委員長 それでは、報告第1号を議題といたします。

1. 建設部所管審査

○山根理広委員長 これより建設部所管部分について審査を行います。

質疑の通告がありますので、順次、発言を許します。

吉田祐樹君。

○吉田祐樹委員 おはようございます。

まず最初に、道営住宅について質問させていただきます。

道営住宅を適切に管理していくためには、家賃等の収入をしっかりと確保していくことが必要と考えますが、令和3年度における収入未済額についても、依然として多額となっており、道監査委員からは、滞納の実態に応じたさらなる効果的な措置を講じ、収入未済額の解消を図る必要があると指摘されているところです。

一方で、住宅に困窮する低額所得者に住宅を供給するために設置するという道営住宅の目的を踏まえますと、様々な事情により、やむを得ず家賃等を滞納している入居者への対応にも十分な配慮が必要と考えます。

そこで、道営住宅に係る家賃等の収納対策について、以下、伺ってまいります。

まず初めに、道営住宅家賃の収納状況についてであります。

昨年の決算特別委員会では、道営住宅家賃の過去3年間の収納率が年々上昇していると伺ったところですが、令和2年度と比較して、令和3年度の収納率と収納額はどのような状況であったのか、伺います。

○山根理広委員長 住宅管理担当課長太田禎章君。

○太田住宅管理担当課長 道営住宅の家賃の収納状況についてであります。収納率につきましては、令和2年度が94.4%だったのに対しまして、令和3年度は94.9%、収納額につきましては、令和2年度が約45億8000万円だったのに対しまして、令和3年度は約44億7000万円となっており、収納率はおおむね横ばいで推移しているものの、収納額は約1億1000万円減少したところでございます。

○吉田祐樹委員 収納率は、ほぼ横ばいに推移している中、収納額が前年度から減少しており、その原因としては、入居世帯数が影響している可能性があると考えますが、令和2年度から令和3年度にかけて、入居世帯数がどのように推移しているのか、伺います。

○太田住宅管理担当課長 入居世帯数の推移についてであります。令和2年度末時点で、全道の管理戸数2万1898戸のうち、入居世帯数が1万9403世帯であったのに対しまして、令和3年度末では、2万1850戸のうち、1万9118世帯となっており、令和2年度末から285世帯減少しているところでございます。

○吉田祐樹委員 入居世帯数が減少すると、当然ながら収納額も減少するものと考えます。

対応としては、空き住戸の解消も有効な手だてと考えますが、道として、入居世帯数を確保するためにどのように取り組まれているのか、伺います。

○太田住宅管理担当課長 入居者の確保についてであります。道では、これまで、指定管理者との間で締結している協定で、退去後の修繕や入居者募集を速やかに実施することとしておりましたが、部屋の破損状態などによっては、修繕工事が長期化し、次の入居者募集が遅れた事例もありましたため、今年度から、退去後、長くてもおおむね6か月以内に次の入居者が入居できるよう、協定を改正したところでございます。

【第2分科会 11月8日 第3号】

また、入居者募集をしても応募がなかった住戸につきましては、定期の入居者募集によらず、随時に入居申込みを可能とするなど、入居率の向上に努めているところでございます。

○吉田祐樹委員 入居世帯数の確保に当たって、公募や随時募集を行ったとしても、応募倍率の低い地域では、入居者の確保は難しいと考えられます。

応募倍率の低い地域においては、道営住宅の募集要件がその地域の住宅ニーズに合っていないことも考えられますが、道として、どのような認識を持っており、どのように対応する考えなのか、伺います。

○山根理広委員長 住宅局長大野雄一君。

○大野住宅局長 入居者の募集要件についてであります。近年、道営住宅では、一般世帯向け住宅の応募倍率が低い団地であっても、単身者向け住宅につきましては倍率が高くなる傾向があるなど、地域における多様化する住宅ニーズに的確に対応することが重要であると認識しているところでございます。

このため、道では、様々な事情により賃貸住宅への入居が困難な方が、同居親族がいない方であっても入居を可能とするため、入居者資格要件を見直すとともに、応募倍率などの住宅需要を勘案し、単身者向け住宅として指定する要件を弾力的に運用できるよう、関係規定の見直しを行ったところでございます。

○吉田祐樹委員 道では、滞納の未然防止策として、口座振替払いを原則化していると承知しておりますが、過去3年間で利用者がどのように推移しているのか、伺います。

○太田住宅管理担当課長 口座振替払いの利用者数についてであります。道では、家賃の支払いを納入通知書で納付している方に対しまして、口座振替のチラシや申出書を配付し、口座振替払いへの切替えを促しているところでございます。

過去3年間における口座振替払いの利用状況は、令和元年度末時点では、全入居者の67.9%、令和2年度末では70.3%、令和3年度末では72%となっており、着実に増加しているところでございます。

○吉田祐樹委員 滞納を未然に防止するための取組を講じたとしても、依然として滞納は発生するわけでありませけれども、滞納者に対してどのように対応しているのか、伺います。

○太田住宅管理担当課長 滞納者への対応についてであります。道では、滞納が発生した都度、督促状を送付し、滞納が2か月となった段階で電話や訪問により納付を求め、3か月となった段階で、催告状により、期限を指定し、一括での納付を請求しており、一括で納付することが困難な事情がある場合には、納入計画書を提出させ、分割納付を求めているところでございます。

また、毎年3回、収納強化月間を定め、集中的に電話や訪問による督促を行うほか、失業中など特別な事情がある者を除き、家賃の滞納額が25万円以上となった者、及び、滞納額が25万円未満であっても、支払い意思を全く見せない悪質な滞納者に対しましては、期限を定め、住宅の明渡し請求を行っているところでございます。

○吉田祐樹委員 滞納者の中には、滞納したまま退去する入居者もいると思いますが、そのような退去滞納者に対して、これまでどのような取組をしてきたのか、伺います。

○太田住宅管理担当課長 退去滞納者への収納強化についてであります。道では、家賃を滞納している者が退去するときは、滞納家賃に敷金を充当することとしておりますが、完済できない場合には、退去時に家賃の納付を誓約した納入計画書を提出させ、納付の履行を求めているところでございます。

また、退去後に滞納者が所在不明になった場合には、振興局において、戸籍や住民票の取得等により現住所を確認し、納付の履行を求めているところでございます。

それでもなお、収納が困難な場合には、債権回収に関する専門知識及びノウハウを有する弁護士に債権回収業務を委託しており、令和3年度においては、約1000万円の未収金が回収されたところでございます。

○吉田祐樹委員 道では、収納強化の取組として、指定管理者に対して、収納目標を定め、目標を達成した場合には報奨金を支給すると承知しております。

昨年度の指定管理者の目標達成状況と、その効果についてどのように認識しているのか、伺います。

○太田住宅管理担当課長 指定管理者における収納業務についてであります。令和3年度においては、全道の指定管理者30者のうち、収納目標を達成した指定管理者は28者となっており、高い収納率が維持されていることから、報奨金制度の導入効果は得られていると考えているところでございます。

今年度からは、目標とする収納率を98%から99%へ引き上げるとともに、これまで家賃のみを対象としてきたものを、新たに、駐車場使用料についても、目標を達成した場合には報奨金を支給することとしましたことから、さらなる収納率の向上が期待できると考えているところでございます。

○吉田祐樹委員 ここまで、滞納防止や収納強化に関する取組を伺ったところでありますけれども、滞納者の中には、特別な事情により家賃の支払いが難しい入居者もいると考えられます。

新型コロナウイルス感染症や原材料価格高騰などの影響により、社会経済情勢が不安定な中、収入が著しく減少した入居者や、解雇などにより収入がなくなり生活に困窮する入居者に対し、どのように対応しているのか、伺います。

○太田住宅管理担当課長 入居者への対応についてであります。道では、失業などに伴い収入が著しく低額となった入居者に対しましては、家賃を減免しており、収入申告書の配付と併せて、減免制度に関する案内文書により、全ての入居者に周知しているところでございます。

また、滞納者に対しましては、滞納原因の把握に努め、経済的な困窮や病気などにより家賃の納付が困難な場合は、減免申請が可能である旨、お伝えしているところでございます。

道といたしましては、引き続き、入居者から家賃の支払いなどに関しまして相談がありました場合には、収入状況などを伺いながら、きめ細かに対応していく考えでございます。

○吉田祐樹委員 公営住宅の家賃等の債権については、入居者の公平性を確保する観点からも、不納欠損とならないよう、適切に管理し、徴収に取り組むことが必要と考えます。

一方で、入居者が生活に困らないよう、それぞれの事情を考慮した丁寧な対応も求められます。

こうした状況を踏まえ、道は、道営住宅の家賃収入の確保に今後どう取り組んでいく考えなのか、最後に伺います。

○山根理広委員長 建設部建築企画監細谷俊人君。

○細谷建設部建築企画監 今後の対応についてであります。道では、道営住宅の適正な維持管理や入居者の公平性の観点から、家賃収入の確保は極めて重要であり、入居率の向上や収入未済額の解消を図るほか、地域の実情や住宅ニーズにきめ細かに配慮する必要もあると考えているところでございます。

このため、退去後の修繕や入居者公募の迅速化のほか、入居者資格要件の見直しや単身者向け住宅の運用の弾力化など、空き住戸の解消はもとより、住宅ニーズ等に応じた新たな取組も進めてまいります。

また、さらなる収納強化に向けまして、口座振替払いの推進など、滞納の未然防止対策に加え、指定管理者に報奨金を支給する制度を見直すとともに、家賃の減免制度の案内や必要に応じた福祉部局との連携など、様々な事情により生活に困窮されている方々へも配慮しながら、指定管理者と連携を図り、家賃収入の確保に努めてまいります。

○吉田祐樹委員 次に、公共土木施設の維持管理について伺ってまいります。

台風による大雨災害などを未然に防止し、道民の安全、安心を確保するとともに、経済活動の基盤となる農地や交通路網を保全するためには、堤防や道路などの公共土木施設を適切に維持管理していくことがますます重要になってくると考えます。

これまで、様々な公共土木施設が整備され、社会資本としての蓄積が進んでいるものと考えますが、現在、道が管理している道路や治水といった公共土木施設の現状がどのようになっているのか、まず伺います。

○山根理広委員長 管理担当課長相良修一君。

○相良管理担当課長 道が管理する公共土木施設についてであります。令和4年4月1日現在、道路延長が約1万1800キロメートル、河川延長が約1万2300キロメートルであり、主要な構造物として、橋梁が5411橋、トンネルが121か所、樋門、樋管が5295基となっており、そのほかにも、ダムや砂防施設、海岸保全施設などがあるところでございます。

○吉田祐樹委員 公共土木施設を適切に維持管理するためには、相当の予算が必要と考えますが、昨年度はどのような予算で実施されたのか、伺います。

○山根理広委員長 維持担当課長黒田健一君。

○黒田維持担当課長 維持管理の予算についてであります。昨年度における、道が管理する道路舗装や樋門、樋管の修繕などについては、起債事業である特別対策事業費約206億円の一部に

より対応しているほか、道路や河川などの草刈りや清掃などを行うために必要な維持管理費については、道の単独費である公共関連単独事業費約90億円により対応を行っているところでございます。

○吉田祐樹委員 道財政が厳しい中、道単独予算が削減されてきたところでありますけれども、公共関連単独事業費について、ピーク時を含むこれまでの推移について伺います。

○山根理広委員長 維持管理防災課長 剣持浩高君。

○剣持維持管理防災課長 公共関連単独事業費の推移についてであります。ピークであった平成10年度は約146億円となっており、平成25年度には約64億円まで減少し、その後、平成28年度から徐々に増額となり、令和3年度は約90億円となっております。ピーク時の6割程度となっているところでございます。

○吉田祐樹委員 予算の確保が十分でなければ、適切な維持管理も困難になると考えます。

近年、増加傾向にあるとは伺いましたが、どのような維持管理の対応状況になっているのか、伺います。

○黒田維持担当課長 施設の維持管理の対応状況についてであります。道では、平成20年度に策定した公共土木施設の維持管理基本方針に基づき、限られた予算の中、施設の利用状況などを踏まえて、適切な維持管理に努めているところでございます。

平成28年度以降、予算は増額傾向にあります。老朽化施設の増加に加え、労務単価や諸経費率の上昇、電気料金の値上げや建設資材の高騰などもあり、地域からの要望に対し十分な対応が困難となっているところでございます。

○吉田祐樹委員 公共土木施設の健全性を維持管理していくためには、現状の把握が必要と考えますが、日常のパトロールについて、どのような頻度や方法で実施しているのか、伺います。

○黒田維持担当課長 公共土木施設の日常のパトロールについてであります。公物管理パトロールの業務範囲と実施事項を定めた北海道公物管理業務実施要領に基づき、施設の状況などを把握するため、道路では、原則、週3回、特に人口集中地区は毎日実施しているほか、河川では、原則、月1回、都市部の河川は週1回、目視を基本に施設などの点検を実施しているところでございます。

また、海岸や砂防などでは、利用状況や重要度に応じ頻度を設定し、目視を基本に施設などの点検を行っているほか、夜間や異常時にもパトロールを行っているところでございます。

○吉田祐樹委員 道では、維持管理を要する公共土木施設が多く存在するにもかかわらず、厳しい予算制約がある現状では、適切な管理が行き届かない施設も出てくるのが危惧されます。

公共土木施設の維持管理に関して寄せられる苦情などの状況はどのようになっているのか、伺います。

○黒田維持担当課長 維持管理に関する苦情等の状況についてであります。北海道が管理する公共土木施設の維持管理に関する苦情件数は、直近5年間で、平成29年度で約7900件、平成30年度で約7800件、令和元年度で約6500件、令和2年度で約6200件、令和3年度で約5700件となって

【第2分科会 11月8日 第3号】

おり、苦情の内容としては、路面の修繕や草刈りなど道路に関するものが最も多く、令和3年度では全体の9割を占めているところでございます。

○吉田祐樹委員 道が管理する道路において、舗装の損傷が原因のパンクをはじめとする車両の損害事案が、毎年、数多く発生していると聞いておりますが、どのような状況になっているのか、伺います。

○相良管理担当課長 道道における物損事故の発生状況についてであります。過去5年間の穴ぼこ及び段差による物損事故の発生件数は、平成29年が30件、平成30年が142件、令和元年が20件、令和2年が25件、令和3年が61件で推移してきているところでございます。

○吉田祐樹委員 今伺ったような苦情や損害事案がある中、限られた予算の範囲内で適切に道路の維持管理を行うために、どのような対策を進めているのか、伺います。

○黒田維持担当課長 道路施設の維持管理についてであります。道では、これまで、限られた予算の中、地域ごとの状況に応じた、道路の草刈りや路面清掃回数などの維持管理水準の見直しや、道路照明をナトリウム灯から消費電力の少ないLEDランプへ交換を行うなど、コスト縮減の取組を進めてきたところでございます。

また、道路施設の点検やパトロールにおいて、スマートフォンやタブレットの活用により、迅速な情報共有を図るなど、業務の効率化に取り組むほか、バス路線など大型車交通量が多い路線を損傷の進行が早い道路と位置づけ、優先的に補修するなど、効率的、効果的な維持管理に努めているところでございます。

○吉田祐樹委員 今年8月の大雨では、河川が氾濫し被害が生じたところであり、今後も同様の事例が生じることが危惧されます。

大雨時でも、河川に近接する住民が安心して暮らせる環境を維持するため、どのような対策を進めているのか、伺います。

○黒田維持担当課長 河川の維持管理についてであります。道では、平成28年の台風等による甚大な被害を契機として、平成29年3月に「河道内樹木伐採などの河川維持管理のあり方」を策定し、道が管理している河川のうち、背後地の土地利用状況などから、河川の整備が必要な約1200河川、7800キロメートルを対象に、メンテナンスサイクルを10年として、河道内の樹木伐採や堆積土砂の除去を計画的に実施するなど、適切な維持管理に努めているところでございます。

○吉田祐樹委員 道財政が厳しい状況ですけれども、一方で、日常的な管理や老朽化対策が求められる公共土木施設も多く、どのように適切な維持管理をしていくかは、今後、大きな課題と考えます。

道として、今後、公共土木施設の維持管理にどのように取り組んでいく考えなのか、伺います。

○山根理広委員長 建設部長北谷啓幸君。

○北谷建設部長 維持管理の今後の対応についてであります。道路や河川などの公共土木施設は、道民生活や経済活動を支える重要な社会基盤であり、厳しい財政状況の中にあっても、これ

らを健全な状態に保つことは重要と認識しているところであります。

このため、道では、公共土木施設の維持管理基本方針に基づき、施設の利用状況や、地域の意向を踏まえ、毎年、地域ごとに実施計画を作成し、効率的、効果的な維持管理に努めてきたところであります。

今後、施設の老朽化の進行や、労務費、資材単価の上昇などにより、維持管理に必要な費用の増加が見込まれますことから、引き続き、コストの縮減や業務の効率化などに取り組みますとともに、地域からの要望に応えられるよう、維持管理に必要な予算の確保に努めるほか、国に対し、新たな交付金制度の創設を要望するなどして、道民の皆様の安全で安心な暮らしが守られるよう、適切な維持管理に努めてまいります。

○吉田祐樹委員 最後に、国土強靱化について質問していきます。

地球規模での気候変動の影響などで、我が国では、毎年のように、水害や土砂災害などが発生しております。本道でも、今年の6月から8月にかけて、各地で記録的な豪雨の影響による浸水被害に見舞われております。

こうした状況を踏まえ、国は、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を進めており、道も、この5か年加速化対策に基づく事業に取り組んでいると承知しております。

初めに、本道における近年の被災状況などについてであります。

昨年度までの公共土木施設の災害復旧事業に関する状況はどのようになっているのか、伺います。

○山根理広委員長 砂防災担当課長吉田安範君。

○吉田砂防災担当課長 災害発生状況についてであります。近年の本道における災害復旧事業の箇所数と被害額は、道と市町村を合わせて、台風災害が発生した平成28年は、1227か所、約659億円、胆振東部地震が発生した平成30年は、755か所、約544億円であり、甚大な被害が発生したところです。

直近3か年では、令和元年は、7か所、約6億円、令和2年は、26か所、約24億円、令和3年は、50か所、約15億円でありましたが、本年においては、8月の渡島・檜山地方の豪雨や、上川地方北部の地震などによる被害に対応するため、現時点で、約250か所、100億円程度の被害額を見込んでいるところであります。

○吉田祐樹委員 道が管理する公共土木施設の多くは、高度経済成長期に集中的に整備されており、今後、一斉に老朽化する懸念があると聞いております。

橋梁や樋門などの昨年度末時点における点検状況や老朽化対策の進捗状況がどのようになっているのか、伺います。

○山根理広委員長 建設政策課長上村明弘君。

○上村建設政策課長 公共土木施設の点検及び老朽化対策の状況についてであります。道では、これまで、橋梁や樋門などについて、5年に1度の定期的な点検、診断を行っており、橋梁については、施設単位で点検を実施し、平成29年度から令和3年度の直近5か年で行った5653橋

【第2分科会 11月8日 第3号】

の点検結果を取りまとめたところ、早期に修繕などの措置を講ずべき状態であると診断された橋梁が690橋あり、このうち、令和3年度末時点で、対策完了または着手中の橋梁は、494橋、72%、対策未着手のものは、196橋、28%となっているところでございます。

また、樋門、樋管については、設置後10年目から5年間隔で点検を行っており、平成29年度までの点検結果を取りまとめた5196基のうち、根本的な対策が必要な状態であると診断された樋門、樋管が537基あり、このうち、令和3年度末時点で、対策完了または着手中の樋門、樋管は、335基、62%、未着手のものは、202基、38%となっているところでございます。

○吉田祐樹委員 道路や河川などの土木施設は、地域経済や住民生活を支える上で不可欠な社会基盤として重要な役割を担っております。災害復旧事業を活用し、早期に復旧を図ることは大変重要であると考えます。

一方、自然災害に屈しない強靱な国土づくりを強力に進め、水害や土砂災害に備えることや、公共土木施設の適切な維持、更新などを着実に進めていくことも重要と考えております。

これまで、どのように取り組んできたのか、伺います。

○上村建設政策課長 国土強靱化への取組についてであります。道では、これまで、平成26年度に策定された北海道強靱化計画に基づき、堤防や遊水地の整備、道路のり面対策などを実施するとともに、平成27年度に策定された北海道インフラ長寿命化計画に基づき、橋梁や樋門などの老朽化対策を計画的に進めてきたところでございます。

こうした中、国は、令和2年に、激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策、予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策などの各分野について、さらなる加速化、深化を図るため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を策定し、令和3年度から令和7年度までの5年間の対策期間において、追加的に必要となる15兆円程度の事業規模が示されたところでございます。

道といたしましても、この5か年加速化対策を最大限に活用し、集中的に対策を進めているところでございます。

○吉田祐樹委員 道は「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の予算を活用して、治水対策などを進めてきたとのことですが、5か年加速化対策として実施した昨年度の予算の執行状況について伺います。

○上村建設政策課長 予算の執行状況についてであります。道では、激甚化する風水害等への対策といたしまして、河道掘削や海岸堤防の整備、市街地等の無電柱化対策などを進めますとともに、老朽化対策としては、橋梁や樋門、砂防堰堤の修繕や、橋梁の架け替えなどを実施しており、5か年加速化対策の1年目であります令和3年度は、建設部所管事業全体で約450億1000万円を執行したところでございます。

なお、その内訳といたしましては、道路事業では約168億7000万円、河川事業では約169億8000万円、砂防事業では約81億9000万円、海岸事業では約29億7000万円となっているところでございます。

○吉田祐樹委員 5か年加速化対策の予算は着実に執行しているとのことでありますけれども、近年の自然災害は激甚化する傾向にあります。

このような状況の下で、道民の皆さんの暮らしを守り、地域の安全、安心を確保するためには、これまで以上に国土強靱化の取組を進める必要があると考えます。

道は、今後、国土強靱化に向けてどのように取り組んでいくお考えなのか、最後に建設部長に伺って、私の質問を終わります。

○北谷建設部長 今後の対応についてであります。本道におきましては、平成28年の台風災害や、平成30年の北海道胆振東部地震などにより、甚大な被害が発生しており、本年も記録的な大雨による災害が頻発していることなどから、防災・減災対策のさらなる推進が必要と認識しているところであります。

また、道路や河川などの公共土木施設は、道民の安全、安心な暮らしを支える重要な社会基盤であり、これらを健全な状態に保つため、長寿命化の取組を進めることも極めて重要と認識しているところであります。

道といたしましては、引き続き、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を最大限に活用し、北海道強靱化計画や北海道インフラ長寿命化計画に基づき、施設の整備や老朽化対策を推進しますとともに、5か年加速化対策後も、継続的に、安定的に予算が確保できるよう、国に働きかけるなどして、道民の皆様の生命や財産を守る強靱な北海道づくりに取り組んでまいります。

○吉田祐樹委員 終わります。

○山根理広委員長 吉田(祐)委員の質疑は終了いたしました。

議事進行の都合により、このまま暫時休憩いたします。

午前10時36分休憩



午前10時38分開議

○山根理広委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

建設部所管に関わる質疑の続行であります。

木葉淳君。

○木葉淳委員 通告に従い、質問をしてみたいです。

私の地元・江別市を含む道央圏では、今年1月から2月にかけて、数度にわたる大雪に見舞われました。江別市においては、観測史上最大の積雪量172センチメートルを記録するなど、災害級の降雪となっております。短期集中的な降雪に伴って、累計降雪量は平年と同じぐらいか若干多い程度でしたが、最大の積雪量が突出して多くなり、こうした降雪の状況によって、道路の除排雪が遅れ、道央圏の交通網が遮断され、市民生活に大きな影響が出ました。

昨年度同様の災害級の降雪は、今後も予想されます。

そこで、昨年状況を確認しながら、今後の対策に生かしていきたいというふうに思いまし

【第2分科会 11月8日 第3号】

て、以下、私の地元・江別市の道道除排雪を担当しております空知総合振興局札幌建設管理部当別出張所管内の除排雪について、数点伺います。

まず初めに、道道の除雪における実施基準及び除雪機械の保有状況について伺います。

○山根理広委員長 維持担当課長黒田健一君。

○黒田維持担当課長 除雪の基準と体制についてであります。道が管理する道道の除雪の実施基準については、維持管理に関する基本的な考え方を示した公共土木施設の維持管理基本方針に基づき、車両の安全走行を確保するため、原則、降雪量が10センチメートルを超えた場合に出動することとしているところでございます。

また、札幌建設管理部当別出張所管内における令和3年度の除雪機械の保有状況は、道が保有する機械が27台、民間が保有している機械は70台となっているところでございます。

○木葉淳委員 10センチメートルが基準ということで、今答弁がありました。

私の地元も、おおむね10センチメートルで出動体制を組むということ、それから、保有台数にしても、道と民間と合わせて90台以上あるというようなことで、そういった面では、しっかりと対応できる状況も整っているのかなというふうに思います。

そこで、昨年度の道道におきます除雪、排雪等の延べ時間、それから、排雪量、除排雪経費について伺います。

○黒田維持担当課長 除排雪の実績についてであります。昨年度の当別出張所管内における除雪作業の延べ時間は約2万1000時間、排雪量は約51万立方メートル、除排雪経費は約13億円であったところでございます。

○木葉淳委員 昨年度の当別出張所管内における状況を伺ったのですけれども、それが多いのか少ないのかということもありますので、直近10年間の除雪、排雪等の延べ時間、それから、排雪量や除排雪経費についてどのようになっているのか、あわせて、平均及びピークについて伺いたいと思います。

○黒田維持担当課長 直近10年間の除排雪の実績についてであります。当別出張所管内における除雪作業の延べ時間の平均は約1万7000時間、ピークは令和3年度で約2万1000時間、排雪量の平均は約32万立方メートル、ピークは令和3年度で約51万立方メートル、除排雪経費は平均で約7億円、ピークは令和3年度の約13億円となっているところでございます。

○木葉淳委員 この10年間での作業時間ですとか、排雪量、経費を見ると、いずれも、昨年度がピークになっていたということでした。

最初にも申し上げたように、降った総体の雪の量はそれほど多かったというわけではないのですけれども、やはり、昨年度の雪の降り方、それから、短時間での降雪が多かったということがあるのだろうというふうに思います。私の地元・江別市においては、1月の12日から15日の4日間で86センチメートル、2月に入って、5日から7日の3日間で86センチメートル、それから、2月の下旬の21日から22日の2日間で26センチメートルと、連続した降雪がありました。そして、こうした雪の行き場がなくなるという状況が、江別市内の各所で発生しました。

先ほど、除排機械の保有台数を伺いまして、それなりにあるというふうには受け止めたのですが、果たして、人手のほうはどうだったのかなというふうに思います。道道の除排雪では人手は足りていたということなのですからけれども、私の地元では、除排雪に関わっていた業者の方々が、この間、ほぼ寝る間もなく除排雪に取り組んでいただとか、あと、降雪に備えて、自宅に帰らず職場で待機していた、そういった話も多くの方から伺っています。

こうした状況を考えると、やはり、これからの対策というのは極めて重要なのかなというふうに考えますので、その点、最後の部分でまた伺いたいと思います。

それでは、次の質問なのですけれども、道では、圧雪硬化しアイスバーン化した路面に薬剤等を散布して、路面凍結の防止を図っておりますけれども、使用量及び費用について、直近5年、10年の推移と傾向について伺います。

○黒田維持担当課長 凍結防止剤の散布についてであります。当別出張所管内における10年前の平成24年度の散布量は約750トンで約4300万円、5年前の平成29年度は約780トンで約7600万円、令和3年度は約430トンで約5400万円となっております。10年間の散布量の平均は約600トンで、特に年度ごとの傾向は見られないところでございます。

○木葉淳委員 路面の状況等によって、年度ごとの傾向というのは特になくて、多かったり少なかったりというのは、その年の気温等も関係しているのかなと思いますが、私の地元の方の中には、やはり、薬剤を散布するということに対して、ちょっと疑問を持っている方もいらっしゃるかと伺っています。

こうしたことの安全性についてもしっかりと管理されていると伺ってはおりますけれども、引き続き、そういったことの徹底をお願いしたいというふうに思います。

次に、苦情処理についてでありますけれども、度重なる降雪によって、各自治体の除排雪担当者には、連日、多くの苦情が寄せられていました。

私の地元もそうでありましたけれども、道道に対する昨年度の苦情件数と前年との比較、内容、対応等について伺います。

○黒田維持担当課長 苦情対応についてであります。当別出張所管内における除排雪に関する苦情件数は、令和2年度は148件、令和3年度は293件となっております。ところでございます。

その内容は、路面整正、拡幅除雪や排雪に関する苦情が増えており、現地の状況を確認した上で、必要に応じ対応しているところでございます。

○木葉淳委員 続いて、物損事故等について伺いますけれども、昨年度の件数、内容、処理数について伺います。

○黒田維持担当課長 物損事故についてであります。昨年度における当別出張所管内での除雪作業中に生じた物損事故は、信号機、電線、標識との接触による3件となっております。ところでございます。

○木葉淳委員 昨年度の大雪の中で3件ということで、例年と比べてもそれほど多いわけではないというふうに受け止めさせていただきますが、やはり、昨年度の大雪で、道道等の除排雪に対

する市民の要望というものは非常に多くあります。

こうした中で、道としての課題についてどのような認識を持たれているのか、伺います。

○黒田維持担当課長 除排雪に関する課題についてであります。令和4年2月の札幌圏を中心とした大雪の際には、極端な大雪が短時間に連続して発生したことによって、除排雪作業完了までに一定の時間を要したことから、一部のバス路線において、遅れや運休が生じた区間もあったところでございます。

これを受けて、道では、「令和4年2月の札幌圏を中心とした大雪に係る関係機関の対応検証と今後の対応策に関する報告書」を取りまとめたところであり、道路除排雪に関しては、大雪を見込んだ堆雪スペースの確保や、除雪優先区間の検討、雪堆積場の準備といった課題があると考えているところでございます。

○木葉淳委員 今、課題について認識を示されたわけなのですが、やはり、こうした大雪に対する対応というのは、市民は非常に関心があります。

そこで、ちょっと伺いたいのですが、道のほうで、近接した道道と市町村道の一体的な除排雪を行っていますが、どのような実績になっているのか、伺います。

○黒田維持担当課長 一体的な除排雪についてであります。当別出張所管内での実績はありませんが、全道では、合意の得られた市町村へ道道の除排雪を委託するほか、隣接する市町村道と道道を一体的に除雪できるよう、除雪区間を交換するなど、効率的、効果的な除排雪に取り組んでいるところであります。

昨年度は、滝川市など、24市町村において行っているところでございます。

○木葉淳委員 私の地元でも、道道から市道に変わる部分というのがありまして、やはり、その除排雪の対応の格差というのでしょうか、地域住民からしてみれば、道道であろうと市道であろうと、住んでいる方にとってはそれほど違いはないというか、ただ、除雪をする業者の方が変わっているというような状況がありますので、今後は、こういった連携がさらに進むような形というのが必要になるのかなというふうに思います。

次に、歩道と車道の境界部の排雪基準と実施状況について伺います。

○黒田維持担当課長 排雪基準などについてであります。公共土木施設の維持管理基本方針では、車道横の雪山が高く見通しの悪い区間や、堆雪する余裕がない区間において、安全な住民の生活や交通の確保ができないと判断した場合に排雪を実施することとしており、昨年度の当別出張所管内においては、3回実施したところでございます。

○木葉淳委員 安全な住民生活や交通の確保ができないと判断した場合に排雪をされているということなのですが、雪が降った場合には10センチメートルという基準があるわけで、やはり、こうした基準というのは必要なのではないのかなというふうに思います。

昨年度の状況で言えば、私の地元では、バス停よりも雪山が高くなりました。車道と歩道の境ですね。あと、公衆電話ボックスよりも雪山が高くなりまして、隣接しているところに住んでいる方からは、車が出入りするときに、通学路だと、子どもたちが通っている様子も見えないと。

雪山から小さい子が出てくるときに、非常に危険な思いをされたという方が多数いました。

やはり、私は、基準というものをどこかで明確にして、それに基づいて排雪ができるようにしていくことが、地域住民の安心だとか安全に非常に直結していくのではないのかなというふうに思いますので、ぜひとも検討していただければというふうに思います。

次に、雪捨場の確保についてですが、私の地元では、この冬、豪雪時に雪捨場が早期に想定量を超えてしまうというようなこともありました。

雪捨場の在り方に課題があったというふうに認識をしているのですが、昨年度、道道からの排雪時の雪捨場における排雪状況について伺います。

また、豪雪時には、道有未利用地や道管理の河川敷等を雪捨場とすることとしておりますけれども、昨年度の状況について伺います。

○黒田維持担当課長 雪捨場についてであります。排雪作業箇所からの距離や運搬経路の状況、近隣住民の理解などを踏まえ、河川敷地や公園敷地などを選定しているところでございます。

当別出張所管内においては、昨年度、11か所で約100万立方メートル分の受入れ容量を確保しており、実績としては、約51万立方メートルを搬入したことから、新たな雪捨場の確保は行わなかったところでございます。

○木葉淳委員 道の設置している雪捨場については、それなりに余裕はあったというような状況の答弁なのかなと思いますけれども、そうであれば、やはり、市町村との連携というのが非常に重要なのかなというふうに思います。

次の質問ですが、現状、燃料費の高騰が続いておりますけれども、こうした燃料費の高騰を受けて、降雪時の出動抑制ということは絶対にあってはならないというふうに考えますけれども、除排雪業者に対する対応について伺います。

○黒田維持担当課長 燃料費高騰への対応についてであります。除雪業務の作業単価に用いる燃料費は、実勢価格を踏まえた適正な価格を設定しており、契約後においても、価格の変動に応じ契約変更を行うなど、除排雪業者の負担とならないよう対応しているところであり、燃料費高騰が生じた場合においても、除雪の実施基準に基づき出動するなど、これまでどおり、適切に実施してまいります。

○木葉淳委員 燃料費の高騰による出動の抑制というのはないというふうに受け止めました。

最後に、今後の除排雪対策についてなのですが、昨年度、道央圏を襲った雪害は、道民に大きな影響を与えました。特に、除排雪が遅延するということが市町村との連携は非常に重要ですが、今年度の道道除排雪事業及び市町村道除排雪支援に対する対策について伺います。

○山根理広委員長 施設保全防災担当局長木村英也君。

○木村施設保全防災担当局長 今後の除排雪対策についてであります。冬期間の交通確保を担う除雪体制を確保する上で、市町村など道路管理者間はもとより、関係機関の相互連携は大変重要であると認識しているところでございます。

【第2分科会 11月8日 第3号】

このため、道では、毎年、降雪前に建設管理部出張所ごとに、道、国、市町村、NEXCOといった道路管理者に加え、警察や消防などの関係機関で構成される除排雪に関する連絡調整会議におきまして、異常気象時の連絡体制の確認や雪捨場の相互利用、市町村への除雪機械の貸付けに関する情報共有などを行っており、冬期の安全、安心な道路交通の確保に努めているところでございます。

なお、当別出張所管内におきましても、今年度の除排雪に向けた連絡調整会議を今月中に開催することとしておりまして、その中で、想定を上回るような大雪における堆雪スペースの確保や除雪優先化の検討、雪堆積場の準備といった対応も検討してまいります。

○木葉淳委員 次に、道営住宅について伺います。

入居者の資格要件について、このたび見直しをされたということですが、概要について伺います。

○山根理広委員長 住宅管理担当課長太田禎章君。

○太田住宅管理担当課長 入居者資格要件の見直しについてであります。道営住宅では、収入基準のほか、60歳以上の高齢者や障がい者などを除き、同居する親族がいることなどを入居者資格要件としておりますが、様々な事情により住宅に困窮しているにもかかわらず、同居する親族がいないことで入居の申込みができないといった課題が生じていたところでございます。

このため、道では、北海道住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画で、住宅確保に特に配慮を要する者として定めのある者のうち、外国人、児童養護施設退所者、同性カップルなどといった方につきましても、入居の際に同居する親族を要しない者として新たに追加したところでございます。

この運用に当たりましては、市町村などで構成する地域住宅協議会の場を通じて、見直しの考え方を丁寧に説明し、理解いただいた上で、地域の住宅事情をきめ細かく把握する市町村の要請や意向などを踏まえて実施することとしているところでございます。

○木葉淳委員 入居者的高齢化も進んでいると伺っておりますけれども、直近5年間の高齢者世帯の割合の推移について伺います。

○太田住宅管理担当課長 高齢者世帯の推移についてであります。道営住宅全体の管理戸数のうち、60歳以上の方がお住まいの世帯の割合は、平成29年度末時点では41.8%、平成30年度は42.1%、令和元年度は43.7%、令和2年度は44.2%、令和3年度は45.0%となっており、徐々に上昇しているところでございます。

○木葉淳委員 半数近くが60歳以上の世帯というようなことなのではございますけれども、こうしたことに伴って、私の地元の方からは、入居者が高齢化することによって、道営住宅内の自治会活動への参加も制限されて、自治会活動が一部の方に偏っている、活動の停滞もあると伺いました。

道の認識と対応について伺います。

○太田住宅管理担当課長 自治会支援についてであります。道では、道営住宅の良好な居住環境を維持するに当たり、自治会に大きな役割を担っていただく一方で、高齢者世帯の割合が高

く、活動を支える役員がいらないなど、一部の団地では自治会運営に課題が生じていると認識しております。

このため、道といたしましては、様々な世代の方々が入居できるよう、各世代のバランスに配慮した公募を引き続き行うほか、入居率が低く、高齢者世帯の割合が高い団地において、モデル地区を選定し、若年層の入居やコミュニティーの活性化を促す取組について、有識者の御意見を伺うとともに、地域の方々と連携を図りながら、検討を行うこととしているところでございます。

○木葉淳委員 続きまして、道営住宅入居者の高齢化により、エレベーターやオイルサーバーが設置されていない道営住宅入居者にとっては、灯油運搬が大きな負担となっています。

2021年度時点での道営住宅におけるオイルサーバーの設置状況について伺います。

○山根理広委員長 住宅課長渡邊純一君。

○渡邊住宅課長 オイルサーバーの設置状況についてであります。道では、令和3年度末時点で、964棟、2万1850戸の道営住宅を管理しており、6階建て以上の住宅には、全てエレベーターを設置しているところでございます。

3階建てから5階建てのエレベーターが設置されていない住宅のうち、暖房に灯油を使用している住宅は、534棟、1万1336戸あり、このうち、オイルサーバーが設置されていない住宅は、263棟、5821戸となっております。

○木葉淳委員 昨年の決算特別委員会において、石油小売販売事業者や市町村などに調査を実施したと答弁されていますけれども、調査結果と道営住宅における今後の対応について伺います。

○山根理広委員長 住宅局長大野雄一君。

○大野住宅局長 調査結果と道営住宅における今後の対応についてであります。昨年、経済部が石油小売販売事業者等に対して実施いたしました、集合住宅における階上げ給油についてのアンケート調査では、約7割の事業者が、安全上の問題や人員不足などを理由に、階上げ給油を断ったことがあるといった状況が把握されたところでございます。

道営住宅におきましても、同様に階上げ給油を断られるケースがありますことから、エレベーターやオイルサーバーが設置されていない3階建て以上の住棟のうち、今後も、長期間、維持管理していくものにつきましては、外壁や屋上防水の改修などの長寿命化工事に併せ、順次、オイルサーバーの設置を進めるほか、入居者の御意向も伺いながら、その状況を把握した上で、階段の昇降が困難な高齢の方などにつきましては、低層階への住み替えを行うなど、引き続き、入居される方々が安全で安心して暮らせる住まいづくりに取り組んでまいりたいと考えてございます。

○木葉淳委員 終わります。

○山根理広委員長 木葉委員の質疑は終了いたしました。

佐藤伸弥君。

○佐藤伸弥委員 まず、防災体制の整備について伺います。

近年、本道では、前線を伴う低気圧の影響などにより、記録的な大雨が発生しております。オ

【第2分科会 11月8日 第3号】

ホーツク管内においても、今年の7月に、置戸町の観測地点では1時間降水量が67ミリメートルと観測史上1位を記録し、置戸町やその周辺の訓子府町、北見市では河川護岸などの施設に被害があったところであります。

こうした自然災害が発生した場合においては、速やかに施設の復旧や整備を行うことが、地域住民の生活を取り戻し、地域産業の復興に資するものであり、そのためには、大規模に被災した市町村や管轄する建設管理部への支援、関係機関との連携など、災害に対し常に備えていくことが重要であると考えます。

そこで、災害時における防災体制の整備について伺ってまいります。

以前伺った平成27年のときにも、大雨が増えていると伺っておりますが、近年、オホーツク管内をはじめ、道内においても記録的な大雨が降っております。

その後の降雨の状況がどうなっているのか、伺います。

○山根理広委員長 維持管理防災課長 剣持浩高君。

○剣持維持管理防災課長 本道における近年の降雨状況についてであります。土砂降りと表現される1時間に20ミリメートル以上の強い雨の発生回数は、アメダスが運用を開始された昭和53年から昭和62年までの10年間平均で、100地点当たり年間83回であり、これに対しまして、平成24年から令和3年までの直近10年間の平均は、年間134回と約1.6倍に増加しているところでございます。

さらに、道内におきまして1時間降水量が観測史上1位を更新した地点は、令和元年は2地点、令和2年は5地点、令和3年は8地点となるなど、近年、短時間での大雨が頻発しているところでございます。

○佐藤伸弥委員 先ほど申し上げましたとおり、オホーツク管内の観測地点においても、1時間降水量が観測史上1位を更新しております。

このように、観測史上1位を更新すると、災害の発生リスクが高くなると考えますが、今年の日道の被害状況について伺います。

○剣持維持管理防災課長 今年の大雨被害の状況についてであります。7月18日の大雨では、置戸町におきまして、1時間降水量の観測史上1位を更新しており、農地に浸水被害が発生したほか、8月8日から9日にかけての大雨では、函館市や遠別町、中川町などにおきまして、24時間降水量の観測史上1位を更新しており、函館市の湯の川では、河川の氾濫により、8ヘクタールの浸水被害や、道道遠別中川線などでは、路肩決壊などの被害が発生したところでございます。

また、8月15日から16日にかけての大雨では、今金町や長万部町、奥尻町におきましても、24時間降水量の観測史上1位を更新しており、今金町の田代川では28ヘクタールの浸水被害や、道道大峯双葉線や奥尻島線などでは、路肩決壊などの被害が発生するなど、道内各地で被害が発生しているところでございます。

○佐藤伸弥委員 今年の日道の被害状況について伺いましたけれども、今後も、大雨による被害

が頻発することが考えられますが、実際に災害現場に駆けつけ、いち早く災害対応をする建設会社などとの連携が重要だと考えます。

これまでどのように取り組んでいるのか、伺います。

○劔持維持管理防災課長 建設会社などとの連携についてであります。道では、災害が発生し、または、そのおそれがある場合に備え、建設業協会や測量設計業協会、コンクリートブロック協会などの関連団体と、災害時における応急対策業務などに関する協定を締結しており、この協定に基づき、情報連絡網などを確認するほか、毎年、関連団体との会議や、合同で防災訓練を実施するなどの取組を行っているところでございます。

○佐藤伸弥委員 平成28年の十勝地方を中心とした連続台風による被害や、平成30年の北海道胆振東部地震による被害のような大規模災害は、ここ数年、発生をしておりませんが、大規模災害が発生した場合、災害復旧などの業務を担う建設管理部を支援する体制があると聞いています。

どのような取組を行っているのか、伺います。

○劔持維持管理防災課長 出先機関の支援体制についてであります。道では、大規模な災害が発生した場合に、災害復旧を担当する建設管理部の出張所などをサポートするための取組といたしまして、広域サポート制度により、管内の他の出張所や隣接する建設管理部などから職員を派遣するほか、災害の発生箇所が広範囲になるなど、サポート制度による支援だけでは対応が困難な場合には、道の退職者をアドバイザーとして派遣を要請し、職員への技術的助言などの支援をいただいているところでございます。

さらに、平成30年の地震災害を契機といたしまして、災害応急対策や情報収集などの初動対応を支援するため、経験豊富な職員で構成するテクニカルサポート北海道を令和元年から組織し、被災地への派遣に備えているところでございます。

○佐藤伸弥委員 道においては、災害が発生した場合、本庁や隣接する建設管理部の職員などの派遣により、早期の災害対応が可能と考えますが、多くの市町村では、災害の発生に備えて技術職員を確保することが困難な状況にあると考えます。

道は、そうした市町村に対しどのように支援を行っていくのか、伺います。

○山根理広委員長 施設保全防災担当局長木村英也君。

○木村施設保全防災担当局長 市町村への支援についてであります。市町村の技術職員が減少していることに伴い、災害復旧事業の実施などに支障が生じ、地域の復旧が遅れてしまう懸念があるものと認識しております。

このため、道では、平成9年に締結した、災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定に基づき、平成28年の大雨災害や平成30年の地震災害において、現地調査や災害復旧に向けた支援を行うため、厚真町や安平町などへ道の技術職員を派遣したところでございます。

さらには、平成25年より、被災した市町村への支援が迅速かつ円滑に遂行できるよう、公共土木施設災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する連絡会議を毎年開催し、防災に関する研修などを実施しているところでございます。

【第2分科会 11月8日 第3号】

道といたしましては、市町村の災害対応が円滑に行えるよう、引き続き、このような取組を推進してまいります。

○佐藤伸弥委員 市町村の災害対応をしっかりと行えるよう、道としても支援をしていただきたいというふうに思います。

本道では、平成30年の胆振東部地震以来、大規模な災害がないものの、近年、気候変動による水害の頻発化、激甚化や、太平洋沿岸に巨大地震が予測されているところであります。

道は、これらの自然災害に備えるため、今後どのように防災体制の整備を進めていくのか、伺います。

○山根理広委員長 建設部長北谷啓幸君。

○北谷建設部長 今後の防災体制についてであります。近年、道内において記録的な大雨が頻発するなど、災害発生のリスクが高まっており、住民生活はもとより、地域経済への影響が大きいことから、これまで以上に防災体制を強化していくことが重要と認識しております。

このような中、道では、大規模災害に備え、建設業協会などの関係機関との連携や、テクニカルサポート北海道などによる職員派遣のほか、市町村への支援などの取組を進めてきたところであります。

引き続き、こうした取組を通じ、職員の技術力向上に努めますとともに、市町村などと連携し、より実践的な災害対応の訓練を行うなど、道民の皆様の安全で安心な暮らしが守られるよう、防災体制の強化に努めてまいります。

○佐藤伸弥委員 次に、建設資材の価格高騰に伴う営繕工事の対応について伺います。

建設資材の価格については、昨年来の木材価格の高騰、いわゆるウッドショックに続き、国際社会情勢の不安定化や急速な円安などに伴い、原油や原材料価格が高騰し、木材のみならず、様々な建設資材においても価格上昇が続いており、私の地元の建設会社からは、価格上昇分が設計価格に適切に反映されているのかといった不安の声も頂いているところであります。

このような中、国においては、本年4月に、原油価格・物価高騰等に関する総合緊急対策の一環として、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や工期の確保について、各自治体や関係団体などに通知が行われたものと承知をしているところであります。

建設工事の中でも、とりわけ、営繕工事の執行においては、鉄骨やコンクリート、木材、設備機器など、使用する資材が多岐にわたっていることから、価格高騰や納期の影響が特に大きいものと思われ、私は、昨年の第3回定例会予算特別委員会において、実勢価格と乖離がないよう柔軟な単価設定を行うことなどを求めたところでありますが、まず初めに、営繕工事において使用される主な資材の最近の価格の動向について伺います。

○山根理広委員長 建築技術・検査担当課長櫻田秀幸君。

○櫻田建築技術・検査担当課長 資材価格の動向についてであります。民間調査機関によりますと、本年10月の道内における主な資材の実勢価格は、前年同月と比べて、型枠は約38%増と大

きく増加しており、鉄筋が約28%増、セメントが約19%増、H形鋼が約17%増、木材が約6%増などとなっているところでございます。

○佐藤伸弥委員 今答弁がありましたように、主な資材の実勢価格は増加傾向にあります。

この資材の価格は、工事費全体に直結するものであり、適切に実勢価格の状況を反映しないと、入札において不落などが発生する懸念がありますが、道の営繕工事における資材価格の設定方法について伺います。

○櫻田建築技術・検査担当課長 資材価格の設定方法についてであります。道の営繕工事におきましては、汎用性のある資材とそれ以外の資材につきまして、それぞれ価格を設定しており、汎用性のある資材につきましては、道が定期的にメーカー等から見積りを徴取するなどして価格を設定し、それ以外の資材につきましては、必要に応じて、民間調査機関の刊行物やメーカー等からその都度徴取した見積りに基づき、価格を設定しているところでございます。

○佐藤伸弥委員 現下の物価上昇局面では、特に実勢価格を適切に反映していくことが重要と考えますが、道では、適正な設計価格を設定するに当たり、どのような対応を行っているのか、伺います。

○櫻田建築技術・検査担当課長 適正な設計価格の設定についてであります。工事の発注に当たりましては、起工から入札までの短期間におきましても、設計価格と実勢価格に乖離が生じるおそれがありますことから、入札直前に最新の単価に入替えを行い、設計価格を設定しているところでございます。

○佐藤伸弥委員 昨年の第3回定例会予算特別委員会では、ウッドショック等の影響により、木材について実勢価格と設計価格に乖離が生じたことから、より実勢価格が反映される見積単価に変更する特例を設けた旨の答弁をいただきましたが、様々な資材価格が上昇する中、現在はどうのように運用されているのか、伺います。

○櫻田建築技術・検査担当課長 設計単価適用の特例についてであります。木材単価につきましては、汎用性のある資材として、道が設定している単価を適用していましたが、価格の上昇傾向が顕著であったため、より実勢価格が反映されるよう見積りを活用できる特例を昨年7月に設けたところであり、現在も、価格の上昇が続いていることから、この特例を継続しているところでございます。

また、資材の価格や供給の動向を注視しながら、必要に応じて他の資材へ適用を図っており、鋼材類につきましても、価格の上昇傾向が顕著となったことから、本年1月にこの特例を適用したところでございます。

○佐藤伸弥委員 建設資材の市場では、新型コロナウイルスや国際社会情勢の不安定化に伴い、価格高騰のほか、納期にも大きな影響が出ていると承知をしております。

特に、設備機器については、工場の一時閉鎖や半導体不足により、納期の遅れが見られるようではありますが、どのような状況であるのか、伺います。

○山根理広委員長 設備・環境担当課長平野修一君。

○平野設備・環境担当課長 納期への影響についてであります。設備機器関連団体のホームページやメーカーからの聞き取りなどによりますと、半導体や樹脂、金属などが世界的に供給不足の状況であり、こうした材料を使用して製作される設備機器の納入に時間を要するといった影響が出ているところでございます。

道の営繕工事におきましては、主に新築や改修時に使用される配電盤や空調機の制御機器につきまして、これまで3か月程度であった納期が、現在は約1年に長期化するなどの影響が出ているところでございます。

○佐藤伸弥委員 一部の設備機器については、納期への影響が続いているようではありますが、働き方改革に向けた週休2日への対応なども踏まえ、適正な工期の設定についてどのように対応しているのか、伺います。

○平野設備・環境担当課長 適正な工期の設定についてであります。営繕工事の発注に当たりましては、工事の規模や内容、施工条件、材料・製品の納期などのほか、工事に従事される方の週休2日を考慮した工事期間を確保するとともに、債務負担行為の活用や、施工時期の平準化にも配慮した発注時期とするなど、適正な工期設定に努めているところでございます。

また、納期の影響が発生している設備工事の発注に当たりましては、設備機器の納入に必要な期間を複数のメーカーから聞き取り、それらを考慮した上で、適正な工期設定を行っているところでございます。

○佐藤伸弥委員 道では、国からの通知も踏まえ、適時適切な対応を行っているとのことですが、技術職員が少ない市町村では対応に苦慮しているものではないかと思われま。

道では、市町村に対してどのような支援を行っているのか、伺います。

○山根理広委員長 建築局長石丸貴康君。

○石丸建築局長 市町村に対する支援についてであります。道では、これまで、市町村の技術職員を対象とした連絡会議や研修会を毎年開催し、営繕業務に関する最新情報の提供や先進事例の紹介などを行っているほか、建築局内に営繕相談窓口を設置し、予定価格の算定方法など、様々な相談に対応しているところでございます。

また、昨今の資材高騰を踏まえまして、本年6月に、各市町村に対し、道の設計単価の策定方法や適正な工期設定などの取組について情報提供を行うとともに、8月には、具体的な運用方法を解説する、担当者向け説明会を開催するなど、市町村の支援を行っているところでございます。

○佐藤伸弥委員 ぜひ、これからも市町村に対する支援を行っていただきたいと思います。

最後に、建設業は、道民の生活や地域経済を下支えするとともに、災害時には、地域の安全、安心を守る基幹産業であり、適切な利潤の確保や働き方改革、生産性の向上に取り組みながら、地域において持続可能に発展していくことが重要であると考えているところであります。

新型コロナウイルス感染拡大や国際社会情勢の不安定化が続く中、資材価格の上昇や納期への影響は当面続くと思われまますが、今後の道の対応について伺います。

○山根理広委員長 建設部建築企画監細谷俊人君。

○細谷建設部建築企画監 今後の対応についてであります。昨今の建設資材の価格高騰の状況におきましても、適正な設計価格や工期の設定を行っていくことは、建設業の経営健全化や、労働者の方々の処遇改善につながるほか、社会資本の品質確保など、様々な効果が期待できると考えているところでございます。

このため、道といたしましては、引き続き、資材の価格や供給の動向を注視するとともに、関係団体の方々との意見交換も行いながら、実勢価格を反映した適正な設計価格の設定のほか、週休2日や機器の納入も考慮した適正な工期を設定するなどして、営繕工事の円滑な執行に努めてまいります。

○佐藤伸弥委員 終わります。

○山根理広委員長 佐藤(伸)委員の質疑は終了いたしました。

北口雄幸君。

○北口雄幸委員 それでは、通告に従いまして、河川の維持管理の在り方についてお伺いをさせていただきます。

まず、維持管理に係る予算の推移について伺いますけれども、近年、豪雨災害が頻発しておりますが、河川の管理については、日常的な維持管理が欠かせません。

まず、公共関連単独事業費のうち、河川維持費の予算の状況について、ピーク時を含むこれまでの推移についてお伺いいたします。

○山根理広委員長 維持管理防災課長剣持浩高君。

○剣持維持管理防災課長 公共関連単独事業費のうち、河川維持費の推移についてであります。ピークであった平成10年度は約22億円となっており、平成25年度には約11億円まで減少し、その後、平成28年度から徐々に増額となり、令和3年度は、ピーク時の7割程度の約15億円となっているところでございます。

○北口雄幸委員 今答弁いただきました。私も、河川の維持管理費が減少しているという認識はありましたけれども、まさか15年間で22億円から11億円まで半減しているという事実は初めて知りました。今現在は15億円まで回復しているという答弁でありましたけれども、私としては、まだまだ少ないというふうに思っています。

河川の維持管理というのは、住民の生命、財産を守る、そのような極めて大事な状況であります。したがって、国も、その河川の維持管理については、交付税の算定基礎の中にも含めているわけであります。

今後、その交付税の内容なども含めて、部としてしっかりと精査をして、予算確保について努力をしていただくように、まず、1点目、指摘をさせていただきます。

2点目でありますけれども、平成28年の8月に北海道に四つの台風が上陸するなど、大雨により甚大な被害をもたらしました。

そして、道では、平成29年には、樹木の伐採や堆積土砂の除去などについての「河道内樹木伐

【第2分科会 11月8日 第3号】

採などの河川維持管理のあり方」を作成したと承知をしております。

この新しい「河川維持管理のあり方」を進めてから5年が経過をいたしました、どのような計画で河川管理を進め、どのような進捗状況なのか、お伺いいたします。

○山根理広委員長 維持担当課長黒田健一君。

○黒田維持担当課長 河川の維持管理についてであります、「河道内樹木伐採などの河川維持管理のあり方」においては、道が管理している河川のうち、背後地の土地利用状況などから河川の整備が必要な約1200河川、7800キロメートルを対象に、メンテナンスサイクルを10年として、河道内の樹木伐採や土砂の除去を計画的に行うこととしたところであり、平成29年度以降、土砂の堆積状況などの調査を進めるとともに、被災を受けた河川や樹木の繁茂などが著しい区間から順次着手しており、令和3年度末において約2100キロメートルの対策を実施したところでございます。

なお、現地状況の調査により、当面の10年間に優先的に着手する区間は4400キロメートルとなっているところでございます。

○北口雄幸委員 今、道の計画についてお聞きをしましたが、一方、国は、近年の豪雨災害を受けて、令和元年に緊急浚渫推進事業を創設いたしました。この事業は、令和2年度から令和6年度までの5年間の事業として、地方自治体がしゅんせつを行う際に地方債を発行し、その70%を普通交付税で補填されるものと承知をしております。

そこで、さきの「河川維持管理のあり方」を含め、この事業をどのように実施しているのか、お伺いいたします。

○黒田維持担当課長 緊急浚渫推進事業についてであります、道では、この事業を令和2年度から活用しているところであり、平成29年度から令和8年度までの10年間で実施することとしておりました、河道内の樹木伐採や土砂の除去の計画を2年間前倒しし、早期の効果発現を図っているところでございます。

○北口雄幸委員 今お話しいただきましたとおり、平成29年度から令和8年度までの10年間で、新しい「河川維持管理のあり方」に基づき、まずは、道は事業を進め、その後、国の令和2年度から5年間のこの事業の中で、10年分の事業を、2年間前倒しをして、令和6年度までで10年分の事業を行う、そういうことだというふうに受け止めました。

そうすると、先ほどの答弁で、令和3年度末での事業完了分が2100キロメートルとのことでしたが、残りの事業を、今年度を含めてあと3年間で完了しなければなりません。

そうすると、多額の予算を投入して事業を進める必要があると思いますが、予定どおり、この事業を完了できるという認識でよいのか、お伺いをいたします。

○黒田維持担当課長 事業実施についてであります、令和4年度以降も、この事業を活用し、集中的に実施することとしており、現時点におきましては、優先的に着手する残りの2300キロメートルの区間について、計画期間内に対応は可能と考えているところでございます。

○北口雄幸委員 今まで5年間で行ったのが2100キロメートル、そして、今後、今年も含めた3

年間で残り2300キロメートルをやるということでもありますから、本当に真剣にやらなければならないというふうに思います。

実は、先週の土曜日も、私は、地元の農家の方に呼ばれて、地元の河川の流木の状況、樹木が倒れたことによって、川がある程度せき止められている状況、あるいは、川が蛇行して、そして、堤防の近くまで土砂が掘削されているという状況について、現地を見てまいりました。

やはり、計画的に改善をしていかなければいけない、事業を進めていかなければならないというふうに思いますので、ぜひとも、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

続きまして、樋門の状況についてお伺いをいたします。

道が管理する河川には、多くの樋門が設置されていると思いますが、その樋門の設置状況について、樋門の基数と管理状況についてお伺いいたします。

○山根理広委員長 管理担当課長相良修一君。

○相良管理担当課長 樋門の設置状況などについてであります。道が管理する河川の樋門は、令和4年3月31日現在で5295基あり、そのうち、190基は道が直接管理し、残る5105基を水防管理者である市町村長に操作等の管理を委託しているところでございます。

○北口雄幸委員 その樋門のほとんどが市町村で委託管理をされているということでもありますけれども、当然、樋門というのは、通常、洪水時に川の水が逆流しないように操作しているというふうに思いますけれども、市町村が受託した樋門の管理と操作は、誰がどのように行っているのか、お伺いいたします。

○相良管理担当課長 樋門の管理と操作状況についてであります。委託を受けた市町村が、樋門の近隣の居住者などを管理人として定め、管理人が、定期的な点検のほか、大雨時などには、必要に応じ、巡回及び操作を行っているところでございます。

○北口雄幸委員 近年、樋門の管理を受託している市町村からは、高齢化や農家の離農などによって、樋門管理人の成り手不足や樋門管理業務そのものが負担になってきているという声が寄せられています。

このような市町村の声について、道はどのように受け止めているのか、お伺いいたします。

○山根理広委員長 施設保全防災担当局長木村英也君。

○木村施設保全防災担当局長 管理委託に関する課題についてであります。樋門の管理を受託している市町村におきましては、管理人の高齢化が進んでいる上、後継者となるべき方がいないほか、緊急時の操作に不安を感じたり、業務を負担に思っている方もいると承知しておりまして、今後、緊急時の操作に支障を来すことが懸念されているところでございます。

○北口雄幸委員 道も、樋門管理については大変な状況だということは、一定程度認識しているということでもありますけれども、実は、管内の町村のいわゆる町村長会議というのがあります。その町村長会議の中でも、この樋門の管理について話題になったというふうに私も承知しております。首長の会議の中でも議論になる、そういう大変な状況になってきているということをしつかりと重く受け止めていただきたいと思いますというふうに思います。

【第2分科会 11月8日 第3号】

道では、門扉の開閉を自動化した樋門を少しずつ設置しているというふうに承知しておりますが、この樋門では、管理人の樋門操作は不要と思いますけれども、どのような考え方で設置し、これまで何基ほど設置をしたのか、お伺いをいたします。

○山根理広委員長 河川砂防課長松田哲夫君。

○松田河川砂防課長 自動開閉樋門についてであります。自動開閉樋門は、河川内外の水位変動に応じ、自動的に門扉が開閉し、人による操作が不要となり、急激な水位上昇に対する操作遅れを防止できるものでありまして、中小規模の樋門や土砂の堆積が少ない場合などに適用されるものであります。

道では、管理人の成り手不足などを踏まえまして、河川整備や老朽化対策を実施する際には、自動開閉樋門の採用を検討することとしており、令和3年度までに165基設置したところでございます。

○北口雄幸委員 令和3年度までに自動開閉樋門を165基設置したということですが、まだまだでありますので、これからもぜひとも増やしていただきたいというふうに思います。

そこで、他府県の状況でありますけれども、他府県は、北海道より樋門の数は少ないというふうに思いますが、それでも高齢化などの課題は共通しているのではないかと、そして、悩みは同じではないかというふうに推察するところであります。

そこで、他府県の管理状況などを調査したことはあるのか、調査したとすれば、他府県はどのような管理状況なのか、お伺いをいたします。

○相良管理担当課長 他の都府県の樋門管理の状況についてであります。道として調査は行っておりませんが、他県が実施した調査によりますと、県が直接管理しているもののほか、市町村や民間への委託など、対応は様々であったところでございます。

○北口雄幸委員 道が直接調査はしていない、そういう状況であります。

しかし、先ほどお話しさせていただいたとおり、市町村においても本当に深刻な状況であります。他府県の状況も調査をしながら、ぜひとも、この樋門についてお願いしたいと思っております。

最後の質問になります。

樋門管理は、多くの課題があることがこのやり取りで明らかになりました。一方で、自動開閉式樋門の設置や、民間業者に委託する、そんなやり方もあるのではないかとこのように思います。

市町村においても、樋門管理人の成り手不足などを考慮すると、今後の樋門管理の在り方について真剣に検討しなければならない時期に来ていると私は思っているわけでありまして。

そこで、道として、樋門管理の在り方について、今後どのように対応するのか、部長のお考えをお聞きします。

○山根理広委員長 建設部長北谷啓幸君。

○北谷建設部長 樋門管理の今後の在り方についてであります。洪水時における樋門の迅速で確実な操作は、浸水被害を防止するため、重要であると認識しておりますが、管理人の高齢化な

どにより、成り手不足が課題となっており、将来的に緊急時の操作に支障を来すことが懸念されるところであります。

このため、道では、新たな樋門の設置や改築に当たっては、引き続き、自動開閉樋門の採用などを検討するほか、樋門操作の現状や他県の状況などについて調査を行い、道管理河川の樋門の管理や操作などについて検討してまいります。

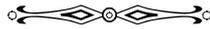
○北口雄幸委員 これまで、河川の維持管理や樋門の管理について質疑をさせていただきました。まずは、予算をしっかりと確保し、計画に即した管理を進めることは極めて重要だということが明らかになったというふうに思います。

これらの関係について、知事の考えもお聞きしたいと思いますので、委員長にはそのお取り計らいをお願いし、私の質問を終えます。

ありがとうございました。

○山根理広委員長 北口委員の質疑は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時45分休憩



午後1時1分開議

○山根理広委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

建設部所管に関わる質疑の続行であります。

菊地葉子君。

○菊地葉子委員 初めに、海岸の保全等についてお尋ねいたします。

海岸の保全について、道では、九つのエリアに分けて海岸保全基本計画を策定し、整備等に努めていると承知しています。

近年、発達した低気圧による高波被害や千島海溝を震源とする巨大地震がいつ発生してもおかしくない状況と言われており、気象災害等を踏まえると、防災、減災の観点から、施設整備の早急な対応について、以下、何点かお伺いいたします。

まず、平成29年度から昨年度までの海岸保全事業における国の交付金等の事業費の推移についてお尋ねいたします。

○山根理広委員長 砂防災害担当課長吉田安範君。

○吉田砂防災害担当課長 事業費の推移についてですが、建設部所管の海岸保全施設に係る交付金事業の事業費は、当初予算と補正予算を合わせて、平成29年度は約25億円、平成30年度は約31億円、令和元年度は約40億円、令和2年度は約60億円、令和3年度は約41億円であります。

○菊地葉子委員 これまでも質問してきましたが、私の地元でも、長年にわたる離岸堤のかさ上げの要望があります。全道の各地域からも、防潮堤のかさ上げなどの要望が多く寄せられていると思います。

令和3年度時点で、全道的にどのくらいの箇所でも要望が上がっており、実際に事業に着手でき

【第2分科会 11月8日 第3号】

ているのはどのくらいあるのか、伺います。

○吉田砂防災害担当課長 地域からの要望などについてですが、令和3年度に各地域から頂いた海岸保全施設整備に関する要望は470か所であり、このうち、66か所で事業を実施しております。

○菊地葉子委員 直近5か年で、地域からの要望のうち、何件の施設整備が完成したのか、伺います。

○吉田砂防災害担当課長 海岸保全施設の完成箇所についてですが、平成29年度から令和3年度までの5年間で完成した施設は48か所です。

○菊地葉子委員 施設整備完了は5年で48件、要望件数と比べると、数は大変少ないと言わざるを得ません。

以前、国の交付金を活用して事業を実施する場合の採択要件について確認したところ、離岸堤のかさ上げ等については、国の交付金の採択要件を満たさず、単独事業費で整備しているとお聞きしました。

そのとき、併せて単独事業費についてもお聞きしましたが、平成25年度から平成29年度まで、ほぼ10億円台で推移していましたが、平成30年度から令和3年度までの単独事業費はどのように推移したのか、伺います。

○吉田砂防災害担当課長 道単独事業費の推移についてですが、当初予算において、平成30年度は9億9400万円、令和元年度、令和2年度、令和3年度は同額で9億9770万円であり、各年度、補正予算を含めると13億円台で推移しているところであります。

○菊地葉子委員 改めて単独事業費についても確認しましたが、海岸延長の長い北海道で必要な施設整備を行うにしても、この予算規模では、何十年かかっても終わらないのではないかと伺わざるを得ません。現在の施設整備の進捗状況について伺います。

○吉田砂防災害担当課長 施設整備の進捗状況についてですが、令和3年度末現在、建設部が所管している海岸線延長2323キロメートルのうち、高潮などによる被害から人命や財産を防護する必要がある海岸保全区域の延長は1319キロメートルであり、区域内において整備された延長は537キロメートル、区域延長に対する割合は41%となっているところであります。

○菊地葉子委員 進捗率が41%との答弁でしたが、本当に整備が遅いと思います。

巨大地震の発生リスクが極めて高くなっていると言われており、道民の命や財産を守ることはもとより、防災、減災という観点からも、施設整備をいち早く進めていく必要があります。

道の単独費用も抜本的に増やす必要があると考えますが、道として、全道各地からの整備要求に対し、予算措置を含め、今後どのように対応していく考えなのか、伺います。

○山根理広委員長 土木局長折谷徳弘君。

○折谷土木局長 今後の取組についてでございますが、津波や高潮、波浪などの災害から人命や財産を守るため、海岸保全施設の整備は大変重要と考えてございます。

このため、道では、被害が発生した海岸を優先するなど、地域の実情を踏まえながら、効率

的、効果的に海岸保全施設を整備いたしますとともに、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」などの予算も活用し、整備の進捗を図ってきたところでございます。

道といたしましては、今後とも、必要な予算の確保に努め、道民の皆様の安全で安心な暮らしが守られるよう取り組んでまいります。

○菊地葉子委員 予算確保に向けた対応はもちろんです、交付金事業における採択要件の緩和など、こうしたことも国に強く働きかける必要性について指摘します。

次に、道営住宅問題についてお伺いいたします。

道営住宅の建設・改善費用と管理戸数についてですが、まず、老朽化した道営住宅の建設、改善の取組状況について、実績を伺うとともに、昨年度決算における建設と改善費用、道営住宅管理戸数について、5年前の2017年度との比較で明らかにしていただきたいと思っております。

○山根理広委員長 住宅課長渡邊純一君。

○渡邊住宅課長 建設、改善の取組状況などについてであります。令和3年度の建設については、7棟77戸、改善については、8棟236戸の事業を実施したところであり、令和3年度と平成29年度の建設費用などを決算で比較いたしますと、建設費用では、令和3年度は約47億7400万円であり、平成29年度の約42億3400万円から5億4000万円の増加、改善事業では、令和3年度は約15億9800万円、平成29年度の約15億500万円から9300万円の増加となっております。

また、道営住宅の管理戸数については、令和3年度末時点では2万1850戸で、平成29年度末の2万2422戸に対し、572戸の減少となっているところでございます。

○菊地葉子委員 北海道住生活基本計画では、昨年度からの10年間計画の公営住宅供給目標は8万1000戸とされています。前計画における公営住宅供給目標量をお示してください。

公営住宅供給目標量に、道営住宅としての目標はないと承知しています。

しかし、目標を立てずに、どう目標量を達成するのか。市町村の補完的役割であっても目標設定は必要と考えますが、いかがか、伺います。

○渡邊住宅課長 公営住宅の供給目標量などについてであります。住生活基本計画では、住生活基本法に基づき、北海道の区域内の供給目標量を定めることとされており、計画期間内において、公的な支援により居住の安定の確保を図るべき世帯であります。要支援世帯数を推計し、これらの世帯に対しまして、的確な住宅供給を図るため、公営住宅以外の公的賃貸住宅ストックなどの活用も想定した上で、公営住宅の供給目標量を設定しており、平成28年度から平成37年度までを計画期間とする前計画では、9万1000戸となっていたところでございます。

道営住宅は、市町村の補完的役割を担うこととしており、道では、引き続き、公営住宅供給目標量の達成に向けて、市町村と連携を図りながら、公営住宅の供給を進めてまいります。

○菊地葉子委員 前計画から1万戸も減っているのですね。

市町村と連携を図るとの御答弁ですが、道営、市町村営ともに、どれだけ整備するのか、具体的数値目標や計画は市町村と調整を行っているのでしょうか。

供給目標を設定する一方、道と市町村の双方がどれだけ整備を行うのか、明確な目標を設定す

るべきではないのでしょうか、伺います。

○**渡邊住宅課長** 公営住宅の供給目標量についてであります。道では、5年ごとに行います住生活基本計画の見直しに当たって、市町村と協議の上、公営住宅の供給目標量を決定しており、その目標の達成に向け、毎年度、道及び市町村の供給実績を取りまとめ、公営住宅の供給目標量に対する進捗状況を確認しているところでございます。

○**菊地葉子委員** それでは次に、LED化の現状について伺います。

整備活用方針にうたわれている既存住宅の整備及び活用について、道営住宅共用部や外灯などのLED化への転換は、居住性や省エネを実現する観点からも非常に重要と考えます。

道の認識と、2021年度までに建設と改善工事によりLED化に対応したもの、また、未対応の団地・棟数をそれぞれお示してください。

○**渡邊住宅課長** 道営住宅のLED化についてであります。共用部分などの照明設備について、従来の蛍光灯と比べ消費電力の少ないLED照明を設置することは、脱炭素化を進める上でも重要と考えており、道営住宅のLED化を推進してきたところでございます。

本年3月末時点で管理している道営住宅のうち、今後も長期間、維持管理することとしている206団地728棟について、建設工事や改善工事でLED化に対応したものは、26団地65棟であり、未対応のものは、180団地663棟となっております。

○**菊地葉子委員** LED化へ転換した団地数が1割程度ということですが、非常に低い到達と言わざるを得ません。LED化促進に対する目標を道は設定しているのでしょうか。

これまで以上のスピード感を持って取組を進めていくべきと考えますが、いかがか、伺います。

○**渡邊住宅課長** LED化の推進についてであります。道では、道営住宅の脱炭素化を進めるため、これまでも、新築時においてはLED照明を設置してきており、昨年度からは、既存住宅のLED化にも取り組むこととし、6団地25棟の改善工事を行ったところであり、限られた財源の中、LED化を進めてまいります。

○**菊地葉子委員** LED化は、住民からの要望も強いため、予算をさらに拡充し、スピードアップして整備することを強く求めておきます。

住生活基本計画は、道営住宅を市町村営住宅の補完的位置づけとしてきました。私ども会派は、道が住宅供給に主体的役割を発揮すべきだと繰り返し求めてきました。道営住宅の抜本的増強も求めてきました。しかし、管理戸数は減少をたどり、道営住宅応募倍率も依然として高いままです。

公営住宅に対する道民ニーズは、依然として高いものがあり、市町村の補完的役割のままでは、道民要求を十分に酌み取ることができません。

整備改修とともに、抜本的な新規増設に向けて検討を行うべきではありませんか、伺います。

○**山根理広委員長** 住宅局長大野雄一君。

○**大野住宅局長** 道営住宅の整備についてであります。公営住宅の整備などの地域における住

宅対策は、住民生活に密接に関わるものでありますことから、地域に最も身近な自治体であります市町村が主体的に進め、道はその補完的な役割を担うことを基本としているところであり、住生活基本計画の策定に当たっては、住生活基本法に基づき、昨年度、全ての市町村と協議の上、道と市町村の役割について、これまでと同様に定めたところでございます。

道といたしましては、社会福祉の増進等に寄与するという公営住宅法の目的を踏まえ、引き続き、市町村の補完的役割を基本に、道営住宅の整備及び活用を進め、今後の人口や世帯数の動向による住宅需要を見据え、市町村のまちづくり施策や福祉施策と連携し、地域の課題への対応に取り組み、誰もが安全で安心して暮らせる持続可能な地域社会の形成に努めてまいります。

○菊地葉子委員 まさしく、この社会福祉の増進等に寄与するという公営住宅法の目的を踏まえた道営住宅方針を進めていただきたいと強く要望しておきます。

続きまして、指定管理者制度の問題についてお尋ねいたします。

現在、道営住宅は、全てが指定管理者制度にて管理運営を行っていますが、制度導入に至った経過について御説明をお願いいたします。

○山根理広委員長 住宅管理担当課長太田禎章君。

○太田住宅管理担当課長 指定管理者制度導入についてであります。平成15年度の地方自治法の改正により、民間事業者が公の施設の管理を代行できることとなり、道では、平成16年度に指定管理者制度導入の基本方針を策定したところでございます。

この方針に基づき、道営住宅におきましても、平成18年度から、公の施設の管理に民間能力を活用し、住民サービスの向上と経費の節減などを図る目的として、指定管理者制度を導入したところでございます。

また、管理戸数が一定以上の地区に公募を限定していたものを、平成30年度からは、全ての地区を対象とする見直しを行ったところでございます。

○菊地葉子委員 道営住宅管理においては、必ずしも指定管理者を決定する必要はなく、直営も含めた選択肢も認めているということでしょうか、お伺いいたします。

○太田住宅管理担当課長 道営住宅の管理についてであります。道では、指定管理者制度導入の基本方針に基づき、指定管理者の募集は、原則、公募としており、道営住宅におきましても、全ての地区を公募の対象としているところでございます。

なお、公募の結果、申請者がおらず、市町村営住宅と一体的に管理するほうが効率的である団地については、地元の市町を指定管理者として任意指定しており、その他の団地につきましては、振興局が直接管理しているところでございます。

○菊地葉子委員 制度上、必ずしも指定管理者を導入しなくても問題ないということは確認しました。

道の説明によりますと、指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するため、民間ノウハウを活用し、住民サービスの向上と経費の削減等を図ることを目的として、民間事業者等も公の施設の管理を行うことができることとした制度としています。

【第2分科会 11月8日 第3号】

しかし、多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応できているとは到底思えないケースが相次いでいます。

今般実施した我が党地方議員団による道庁要請において、苫小牧市へ管理委託を行っていた当時は、市役所が草刈りを実施していたが、民間の指定管理者に移行すると、業者は実施しなくなった、「住まいのハンドブック」では、入居者の負担で実施すると掲載されている、しかし、市町村営住宅で草刈りを自治体の実施している一方で、道営住宅では高齢化した住民任せでは困難との声が寄せられています。

こうした実態を、道はどのように認識しているのか、伺います。

○太田住宅管理担当課長 道営住宅の草刈りについてであります。苫小牧市内の道営住宅について、指定管理者制度導入以前は、管理を受託していた市が、住民サービスの一環として草刈りを行っていたと承知しておりますが、管理が指定管理者へ移行したことに伴い、自治会において実施するようお願いしたところでございます。

道では、北海道営住宅条例に基づき、団地共用部の草刈りや除雪などについては、入居者がその費用を負担することとしており、入居時に配付するしおりなどでも周知しているところでございます。

道といたしましては、高齢者世帯の割合が高くなっておりますことなどから、一部の団地で自治会運営に課題が生じていると認識しており、様々な世代の方々が入居できるよう、各世代のバランスに配慮した公募を行うことにより、良好な居住環境の維持に努めているところでございます。

○菊地葉子委員 様々な世代の方々が入居できるようにバランスを取ると言いますが、若い世代が入ってきたとして、直ちに自治会運営の課題が解消するとは限りません。例示した苫小牧市をはじめ、行政の責任で市町村営住宅の草刈りを実施している自治体もあります。これでは、住民サービスの低下と言われても仕方がありません。

指定管理者制度が住民サービスの向上というのなら、他の民間賃貸住宅ではほとんど例がない草刈りは、指定管理者に行わせるよう対応を見直すべきではありませんか、伺います。

○太田住宅管理担当課長 道営住宅の草刈りについてであります。道では、北海道営住宅条例に基づき、団地共用部の草刈りや除雪などについて、入居者がその費用を負担することとしており、入居時に配付するしおりによる周知や、入居の際に直接説明を行っているところでございます。

○菊地葉子委員 根本的には程遠い現状を放置することは許されません。早急な改善方策を検討するよう強く求めます。

道営住宅の修繕について伺います。

結露になかなか対応してくれない、畳にカビが生えているのに替えてくれないなどの要望が我が会派には寄せられています。共通しているのは、指定管理者に修繕を依頼したが、なかなか対応してくれないという声です。

道は、こうした住民からの声をどのように受け止めているのか、伺います。

○太田住宅管理担当課長 道営住宅の修繕についてであります。道では、北海道営住宅修繕実施要綱に基づき、日常的に発生する結露や畳の取替えなどについて、入居者からの申込みがあった場合には、速やかに破損状況等の調査を行い、入居者の故意や過失などによることが原因であるものを除き、長期間の使用によることが原因である場合には、順次、修繕を実施することとしております。

結露の防止方法などについて、入居者へ丁寧に説明するなど、適切に対応するよう、研修会や会議を通じて、改めて指定管理者に対して周知徹底してまいります。

○菊地葉子委員 指定管理者に訴えたが、対応してもらえず、本庁に直接要望してようやく対応してもらったケースもあったと承知しています。指定管理者に訴えても対応しないと住民が認知してしまえば、信頼関係は根底から崩れてしまうのではないのでしょうか。

指定管理者に対して、迅速かつ適切に対応するよう道として周知し、対応状況をモニタリングする必要性があると考えます。

また、住民から、直接、建設部が要望を受け付けることを広く周知する必要もあると考えますが、どのように対応するのか、伺います。

○太田住宅管理担当課長 住民からの要望対応についてであります。道営住宅における修繕等の対応は、所管する振興局が必要な指示や助言を行いながら、指定管理者が行っているところでございます。

指定管理者の対応状況につきましては、道が定める指定管理者制度に関する運用指針を踏まえ、指定管理者は、苦情、相談対応等を記載する業務日報を作成し、振興局は、四半期ごとに指定管理者が作成する業務報告書を評価するほか、入居者の満足度調査を実施するなどのモニタリングを行っているところでございます。

建設部では、こうしたモニタリングや、道に直接いただいた住民の皆様からの御意見等を踏まえ、対応してきており、今後も、振興局と連携し、指定管理者による業務が適切に行われるよう指導してまいります。

○菊地葉子委員 指定管理者制度を導入しても、利便性が向上するどころか、逆に不便さを感じている住民が少なからず存在していることが、これまでの要望からも見てとれます。

指定管理者選定においては、地域に指定管理を担える事業者が1社しかおらず、事実上、競争性が働かず、議論の余地なく選定されるケースが散見されると懸念されます。

住民からの要望にきちんと対応しているかどうかを厳しくチェックするとともに、改善を指導しても是正されない場合は、道直営による管理運営に変更することも含め、あらゆる選択肢をもって対応する必要があるのではないのでしょうか。

指定管理者制度の在り方について、住民サービスを向上させる観点から検証を行い、是正させていく必要があると考えますが、建築企画監の見解を伺います。

○山根理広委員長 建設部建築企画監細谷俊人君。

○**細谷建設部建築企画監** 指定管理者制度の在り方についてであります。道では、指定管理業務の適正なサービス水準を確保するため、これまでも、指定管理者の選定に当たりましては、入居者の満足度調査の結果を反映させているほか、業務報告書などにより、業務の実施状況を把握し、これを評価した上で、指導助言や研修会の開催により、指定管理者のスキルアップに取り組んできたところでございます。

現在、入居者の方々から、指定管理業務に関する様々な御意見や御要望が寄せられていることもあり、道といたしましては、指定管理者制度に関する運用指針を踏まえ、指定管理者との定期的な意見交換を通じ、業務の実施方法等を検証するなど、住民サービスの向上が一層図られるよう取り組んでまいります。

○**菊地葉子委員** 建築企画監の答弁でも、指定管理業務に関する様々な意見が寄せられているとのことです。これまでも、指定管理者に訴えても対応してもらえないとの声を我が会派も受け止めてきました。こうした実態を改善するべく対応することを強く指摘しておきます。

次に、道職員の天下り等について伺います。

過去5年間の退職者等の再就職状況について、退職時に建設部在籍だった職員を、職位ごとにそれぞれ人数をお示してください。

○**山根理広委員長** 総務課長高木浩君。

○**高木総務課長** 再就職の状況についてでございますが、道では、退職時に課長級以上だった者を公表対象としておりまして、建設部に在籍し再就職した者は、平成30年度が、課長級5名、次長級6名、部長級1名、令和元年度が、課長級4名、次長級4名、部長級1名、令和2年度が、課長級4名、次長級4名、部長級1名、令和3年度が、課長級5名、次長級5名、部長級1名、令和4年度が、課長級4名、次長級5名、部長級1名、5年間での合計は51名となっているところでございます。

○**菊地葉子委員** 51名とのことです。

2008年度までの北海道職員の再就職に関する取扱要綱では、要綱適用団体とは別に、いわゆる準適用団体という区分が存在していました。

2008年度時点での適用団体数と準ずる団体数を伺うとともに、昨年度の適用団体数は幾つか、伺います。

○**高木総務課長** 適用団体等についてでございますが、2008年度——平成20年度時点の建設部が所管する適用団体は4団体で、準ずる団体は3団体となっており、令和3年度の適用団体は2団体となっているところでございます。

○**菊地葉子委員** 要綱の改正によって、資本金等に占める道の出捐金または出資金の割合、道の交付する補助金等の額等の基準を超えなければ、適用団体とはならず、再就職要綱の対象外とされてきました。

しかし、非適用団体の中には、出資、出捐の状況や補助金等の実績から適用団体とはならずとも、道の補助金等が入る団体は少なくありません。

建設部所管の関与団体において、非適用団体であって、道からの出資、出捐を行っている団体、補助金等実績のある団体をそれぞれ明らかにしていただきたいと思います。

また、過去5年間における建設部所管関与団体への道の出資・出捐金、補助金等の実績をそれぞれ明らかにしてください。

○高木総務課長 関与団体への出資等の実績についてでございますが、道が公表している令和2年度までの5か年分における関与団体のうち、北海道職員の退職管理に関する取扱要綱の適用を受けない団体は4団体あり、北海道建設技術センターには、出資・出捐金はございませんが、補助金等が、平成28年度は約10億4000万円、平成29年度は約11億6000万円、平成30年度は約1億7000万円、令和元年度は約1億4000万円、令和2年度は約1億4000万円、釧路河畔開発公社には、令和3年6月1日現在、出資・出捐金が87万5000円となっており、補助金等はございません。札幌都市開発公社及び札幌副都心開発公社には、それぞれ、出資・出捐金が3000万円となっており、補助金等はございません。

また、関与団体であり、要綱の適用を受ける団体は2団体ございまして、これらの団体への出資等の実績は、北海道土地開発公社には、令和3年6月1日現在、出資・出捐金が1億円となっており、補助金等は、平成28年度は約50億1000万円、平成29年度は約53億6000万円、平成30年度は約36億5000万円、令和元年度は約52億6000万円、令和2年度は約42億円、北海道住宅供給公社には、出資・出捐金が2400万円となっており、補助金等は、平成28年度は82万円、平成29年度は82万6000円、平成30年度は85万2000円、令和元年度は85万8000円、令和2年度は94万8000円となっているところでございます。

○菊地葉子委員 先ほど答弁のあった団体において、道からの天下りはどれだけ行われているのか。過去5年間における団体名と天下りした道における最終役職名を明らかにしてください。

○高木総務課長 令和3年度までの5か年分における再就職の実績についてでございますが、北海道建設技術センターへ再就職した者の退職時の役職は、平成29年度に、建設部長、建設業担当局長、建設部建築局建築保全課長、監査委員事務局長、平成30年度に、建設政策局長、令和元年度に、建設部長、建設業担当局長、総合政策部航空局新千歳空港周辺対策担当局長、令和2年度に、総合政策部次長、総合政策部政策局研究法人室次長、企業局長、令和3年度に、建設部長、建設業担当局長となっているところでございます。

また、北海道土地開発公社には、令和3年度に北海道教育委員会教育部長となっており、北海道住宅供給公社には、平成30年度に、建設部住宅局住宅課公社担当課長、令和元年度に、札幌道税事務所長となっているところでございます。

なお、ほかの3団体へ再就職していた者はございません。

○菊地葉子委員 関与団体の中には、現役の道職員が派遣という形で出向する例もあります。

過去5年間に、建設部所管関与団体のうち、職員派遣を行っている団体名と天下りをしている職員がいれば、併せて明らかにしてください。

○高木総務課長 関与団体への職員派遣等の状況についてでございますが、令和2年度までの5

【第2分科会 11月8日 第3号】

年間の職員派遣につきましては、北海道建設技術センターには10名、北海道土地開発公社には60名、北海道住宅供給公社には2名となっており、これらの団体には、いずれも、道を退職した課長級以上の者が再就職しているところでございます。

○菊地葉子委員 適用団体ではなくとも、道からの出資金、出捐金、補助金は、莫大な金額が入っている一方で、取扱要綱の対象外となるため、何らの規制も受けない状態となっています。

これまでの答弁で、適用団体ではなくとも、補助金等が多額に投入され、現役職員も派遣されているにもかかわらず、天下りが指定席のように続けられている実態が明らかになりました。

適用団体では、団体に再就職する者の給与基準額が定められていますが、非適用団体では、一切の実態が、民間であることを理由にブラックボックス状態となっています。

これで、道民に懸念を持たれない再就職制度運用と言えるのか、伺います。

○高木総務課長 職員の退職管理制度についてでございますが、道では、北海道職員の退職管理に関する取扱要綱を定め、道からの出資割合や補助金比率が一定以上あるなど、道の財政的関与の度合いが高い団体への再就職に当たっては、在職期間や給与に一定の制限を設けているところでございます。

また、平成28年度からは、地方公務員法や条例に基づき、課長級以上の元職員に、退職後2年間、再就職状況の届出を義務づけ、それを実名で公表する退職管理制度の運用により、職員の再就職に係る透明性を確保しているところでございます。

○菊地葉子委員 透明性を確保する唯一のよりどころが、北海道職員の再就職に関する取扱要綱です。その適用団体が減少の一途をたどり、非適用団体が拡大した中で、透明性が確保されるとどうして言えるのでしょうか。

少なくとも、関与団体に対しての規制を強化するなどの対応は必要ではありませんか、伺います。

○高木総務課長 職員の退職管理制度についてであります。道では、地方公務員法や条例に基づき、課長級以上の元職員に、退職後2年間、再就職状況の届出を義務づけ、それを実名で公表する退職管理制度を平成28年度から運用しているところであり、これを厳格に運用することにより、職員の再就職に係る透明性を確保しているところでございます。

○菊地葉子委員 そうした制度が、今、穴がいろいろあるということを指摘しているわけです。

要綱適用団体が縮小し、事実上、天下りが野放しとなる団体が拡大する中で、道が繰り返し主張してきた透明性の確保がますます後退しています。

建設技術センターは、歴代部長が天下る指定席となっており、部としての透明性の確保を図ることは不可欠だと考えますが、どのように取り組むのか、部長の見解を伺います。

○山根理広委員長 建設部長北谷啓幸君。

○北谷建設部長 職員の再就職についてであります。団体における職員の採用や処遇などにつきましては、採用しようとする職員の知識や経験、技術力などの能力や勤務実績などを評価し、団体の自主的な判断により決定されるものと考えているところであります。

道では、地方公務員法の改正などを踏まえ、平成28年度から、罰則のある、現職職員への働きかけの禁止などを柱とする退職管理制度を運用してきているところであり、職員の再就職については、法や条例、要綱に基づくこの退職管理制度を遵守することが基本と考えているところであり、

○菊地葉子委員 今、部長から御答弁いただきましたが、各部局にまたがっていることなので、知事にもお伺いしたいと思います。お取り計らいください。

終わります。

○山根理広委員長 菊地委員の質疑は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。以上で通告の質疑は終わりました。

総括質疑に保留された事項については本委員会において質疑を行うこととし、これをもって、建設部及び収用委員会所管に関わる質疑は終結と認めます。

理事者交代のため、このまま暫時休憩いたします。

午後1時43分休憩



午後1時45分開議

○山根理広委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1. 水産林務部所管審査

○山根理広委員長 これより水産林務部所管部分について審査を行います。

質疑の通告がありますので、順次、発言を許します。

渡邊靖司君。

○渡邊靖司委員 それでは、通告に従いまして、順次質問いたします。

初めに、赤潮対策についてであります。

昨年9月に釧路市で確認された赤潮は、その後、日高管内から根室管内の太平洋沿岸の広範囲で確認され、ウニやアキサケなど、水産資源に大きな被害を及ぼしたところです。

道では、太平洋海域で赤潮が確認されて以降、各種対策に取り組んできていますが、以下、取組内容などについて伺います。

まず、モニタリング体制について伺います。

道では、国の事業を活用し、昨年の被害原因となったプランクトンのモニタリング体制を構築したと承知していますが、昨年度から本年度までの取組について、モニタリングはどのように行われているのか、モニタリングの頻度と併せて伺います。

○山根理広委員長 水産振興課長佐々木剛君。

○佐々木水産振興課長 モニタリング体制についてであります。道では、太平洋海域で赤潮が発生した昨年9月以降、直ちに、被害を受けた日高から根室管内の各漁業協同組合ごとに、週1回の頻度で、沿岸域の海水を採取し、道総研水産試験場が赤潮の原因プランクトンの種類や濃度を分析してきたところであり、

【第2分科会 11月8日 第3号】

また、本年2月から、全道の漁業関係者の不安の声などに対応するため、国の漁場環境改善緊急対策事業を活用して、赤潮の発生していない日本海やオホーツク海も含め、全道を16の海域に区分し、原因プランクトンのカレニア属を対象に、月1回、広域的なモニタリングを行うとともに、昨年被害のあった日高から根室の太平洋海域においては、プランクトンが発生しやすい7月から12月の間は、モニタリングを週1回の頻度で対応しているところであります。

○渡邊靖司委員 次に、道東の赤潮原因プランクトンについて、モニタリングが行われておりますが、赤潮の原因プランクトンのこれまでの検出状況について伺います。

また、全道の漁業者は、いつか自分の前浜にも赤潮プランクトンが出るのではと不安を抱えています。モニタリング結果について、道では漁業関係者にどのように周知しているのか、併せて伺います。

○佐々木水産振興課長 原因プランクトンの検出状況などについてであります。昨年、大きな被害をもたらしたカレニア・セリフォルミスは、本年1月に赤潮が終息して以降、本道沿岸において検出されておきませんが、7月から9月にかけて、日高から根室管内の5海域において、海水1ミリリットル当たり10細胞以下の極めて低い濃度ではあります。カレニア・ミキモトイが検出されたことから、漁業関係者などに注意喚起を行ったところであります。

なお、これらのモニタリング結果については、市町村や漁協などへ迅速に情報提供するとともに、道のホームページでも公表し、漁業被害の未然防止に努めているところであります。

○渡邊靖司委員 次に、道では、環境・生態系保全緊急対策事業として、赤潮被害を受けた漁場環境の回復に取り組む漁業者等の取組を支援しておりますが、昨年度の実績と今年度のこれまでの事業の活用状況について伺います。

○山根理広委員長 水産支援担当課長高橋研司君。

○高橋水産支援担当課長 事業の活用状況についてであります。道では、赤潮の被害を受けた日高、十勝、釧路管内及び根室市の海域におきまして、国の環境・生態系保全緊急対策事業を活用し、漁業者や漁協などで構成する活動組織が行う、漁場環境の回復に向けた取組に支援しているところでございます。

この実績といたしまして、令和3年度は、七つの活動組織が、潜水などによる赤潮被害の状況調査や、生き残ったウニを生育に適した場所へ移す移植放流、放流したウニ種苗の生存率の調査などを実施しており、総事業費1億4479万円のうち、7割に当たる1億179万円を国が、残りの4300万円を道と関係の市町がそれぞれ2150万円ずつ支援しております。

また、令和4年度は、これらの活動に加えまして、漁業者による漁具を活用したツブやタコの分布状況調査や、ツブの天然種苗を保護区に移植して生存状況を調べる調査、海底の清掃による昆布の育成促進などに35の活動組織が取り組んでおり、交付決定された事業費の額は16億6925万円となっております。

以上でございます。

○渡邊靖司委員 事業を進める中で明らかとなった課題や、地域から寄せられる意見はどのよう

なものがあるのか、伺います。

また、道としてどのように対応する考えなのか、併せて伺います。

○高橋水産支援担当課長 事業実施に関する課題などについてであります。赤潮被害を受けた海域では、国が昨年の補正予算で措置した事業を活用し、漁場環境の回復に向けた活動を行っているものの、ウニやツブなど様々な魚種に大きな被害が及んでおり、長期間にわたる影響が懸念されているところでございます。

このため、地域の漁業者等は、漁場再生の取組に対する複数年の支援や、切れ目のない対応などを求めていることから、道では、関係の市町や漁業団体などと連携して、国に対し、継続した支援を粘り強く働きかけてきた結果、10月28日に閣議決定されました、物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策の中に、赤潮からの水産資源の回復に向けた支援が盛り込まれたところでございます。

道といたしましては、このたびの総合経済対策により、漁業者の皆様への継続した手厚い支援が可能となりますよう、引き続き、国への要請や協議を行うとともに、活動組織が行う取組が円滑に実施できますよう助言を行うなど、漁場環境と水産資源の回復に向け、取り組んでまいります。

以上でございます。

○渡邊靖司委員 今後の取組について伺います。

これまでに、原因プランクトンのモニタリングや、漁場環境の回復への取組が進められておりますが、赤潮被害を受けた漁場環境の回復には長い時間を要すると考えられます。

本年7月、道は、道東太平洋沿岸の赤潮対策を進めるため、ロードマップを策定しましたが、このロードマップに基づき、赤潮対策に今後どのように取り組むのか、伺います。

○山根理広委員長 水産林務部長山口修司君。

○山口水産林務部長 太平洋海域の赤潮対策についてであります。昨年9月に太平洋沿岸の広い範囲で発生した赤潮は、ウニやサケ、ツブ類などに甚大な被害をもたらし、漁業経営に深刻な影響を及ぼしておりますことから、道では、本年7月に、資源が回復するまでの各種対策を計画的かつ総合的に進めるためのロードマップを策定し、海洋環境等の調査研究や漁場環境の回復などの取組を進めているところでございます。

道といたしましては、今後とも、このロードマップに沿って、赤潮発生の予察手法の開発などの調査研究や、環境・生態系保全緊急対策事業を活用した漁場環境の回復、より加入しやすい共済制度の見直しといった経営安定対策の検討など、被害を受けた地域の実情に即した対策を進めますとともに、ウニやツブの種苗放流による継続的な調査が可能となるよう、国との協議を進めるほか、地元の市町や漁協、関係団体などと連携をし、引き続き、複数年にわたる支援を国に強く働きかけるなど、漁業者の皆様が安心して漁業を営むことができるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○渡邊靖司委員 次に、新型コロナウイルス感染症の影響への対応についてです。

初めに、水産分野の取組についてです。

昨年度、道内の新型コロナウイルスの感染者数は、増減を繰り返し、数度にわたり、緊急事態措置やまん延防止等重点措置が適用され、社会経済活動は大きく影響を受けたところであります。

新型コロナウイルス感染症に関し、水産分野における取組などについて、以下、伺います。

昨年6月の水産林務委員会において、新型コロナウイルスの感染拡大により、感染症の流行前の令和元年とコロナ禍の令和2年との比較として、外食産業における消費の減退等、国内消費の低迷があった旨の報告がありました。

令和3年も、感染拡大に合わせて、社会経済活動は大きく影響を受けましたが、消費行動への影響はどのような状況だったのか、初めに伺います。

○山根理広委員長 水産食品担当課長住岡理君。

○住岡水産食品担当課長 水産物の消費への影響についてであります。総務省の家計調査によりますと、2人以上の世帯における1か月間の食料支出は、感染症の拡大前の令和元年は7万5258円、令和2年は7万6440円、令和3年は7万5761円と大きく変動していないものの、そのうち、外食に関する支出金額は、令和元年は1万1875円だったものが、令和2年は8853円、令和3年は8536円と、依然として減少傾向にあり、感染症の影響を受け、外食需要の低迷が続いていたものと考えております。

一方で、食料支出のうち、肉類や野菜、調理食品などの支出金額は、感染拡大前より増加しておりますが、魚介類も令和元年は5884円、令和2年は6224円、令和3年は6031円と増加傾向にありますことから、外食への支出が減少する中、家庭で食事を取る機会が増加したものと考えております。

以上です。

○渡邊靖司委員 ただいま答弁があったとおり、消費行動の変化が明らかになりましたが、道産水産物の国内での消費拡大に関し、昨年度はどのように取り組んだのか、伺います。

○住岡水産食品担当課長 国内での消費拡大についてであります。道では、コロナ禍により外食需要が低下した一方、巣籠もり需要が高まるなどの状況変化を的確に捉え、消費拡大に取り組むことが重要と考えております。

このため、令和2年度には、感染の拡大で外食需要が低下したことにより、滞留した水産物の流通促進のため、道内の小中学校の生徒約41万人を対象に、ホタテやアキサケなど、延べ334万食を学校給食用に無償提供したところでございます。

また、昨年度は、高まる内食需要に対応するため、近年、水揚げが増加しているマイワシやブリ、ニシンにつつまして、道内の飲食店において、デリバリーやテイクアウトを積極的に取り入れたフェアを開催しましたほか、魚に含まれる栄養成分の解説などを盛り込んだ料理動画の配信や、首都圏における新聞折り込みチラシの配布など、生産者団体が行う消費拡大に向けた取組に

支援してきたところでございます。

以上です。

○渡邊靖司委員 海外においても、感染者数の増減により、経済活動の再開と行動制限などの措置が繰り返されたと承知しています。

日本から海外への渡航も制限される中、昨年度、道産水産物の輸出拡大にどのように取り組んだのか、伺います。

○住岡水産食品担当課長 道産水産物の輸出拡大についてであります。新型コロナウイルス感染症の状況は、一部で経済活動の再開等の明るい兆しが見られましたものの、変異株の発生による感染の再拡大もあり、渡航制限や外出自粛など、コロナ禍特有の輸出環境が続いたところでございます。

そのような中、道では、輸出の拡大に向けまして、オンラインなどの手法も活用しながら、エコラベル認証を取得した道産のホタテガイやアキサケをPRするフェアをアメリカの小売店で開催しましたほか、巣籠もり需要の高まりに対応し、中国や香港において、道産水産物を使用したレトルト食品など、手軽に調理ができる加工品のPRを実施したところであります。

また、タイやオーストラリアなどにおいて、ホッケやブリなど道産水産物の販路拡大に向けて、生産者団体が取り組むインターネット販売に支援するなど、道産水産物の輸出促進に努めてきたところでございます。

以上です。

○渡邊靖司委員 今後の対応について伺います。

海外では、多くの国で社会経済活動が再開しており、我が国においても、国内観光の需要喚起策の実施や水際対策の大幅緩和など、コロナ禍で影響を受けた経済の再生に向けた取組が進められており、今後、観光客の増加による外食需要の一層の回復が期待されます。

また、長く続いたコロナ禍で、消費行動が大きく変化しております。

経済活動の再開や消費行動の変化を追い風に、産地価格の安定向上を図るべきではありますが、そのためには、国内外での道産水産物の需要拡大が必要と考えます。

道としては、今後どのように進めていくのか、伺います。

○山根理広委員長 水産林務部技監兼全国豊かな海づくり大会推進室長矢本諭君。

○矢本水産林務部技監兼全国豊かな海づくり大会推進室長 今後の取組についてであります。新型コロナウイルス感染症の終息がまだ見通せない中、道では、外食需要の回復や消費者の行動変化を的確に把握し、水産物の消費拡大を図ることが必要と考えております。

このため、国内においては、マイワシなどのオリジナル料理を飲食店に提供していただくフェアに関して、より多くの方に参加していただけるよう、開催期間やエリアを拡大するなど、その内容を拡充して実施するほか、生産者団体が行う調理動画の掲載など、SNSを活用した販売促進の取組を支援する考えであります。

また、輸出に関しては、中国や香港における水産加工食品の現地商談会の開催に加え、ホッキ

【第2分科会 11月8日 第3号】

ガイなどの活水産物のプロモーションを実施するとともに、台湾やシンガポールにおける道産ホタテガイを使用した料理教室の開催など、生産者団体が実施する道産水産物の需要拡大の取組に支援するなど、国内外において、外食需要の回復や消費動向の変化に合わせた取組を効果的に進め、道産水産物の消費拡大につなげてまいります。

以上です。

○渡邊靖司委員 次に、林業分野の対応についてであります。

林業分野では、新型コロナウイルス感染拡大を受け、令和2年に開催予定であった全国育樹祭については、1年延期して、昨年10月9日から10日の両日、本道では34年ぶりに実施されたところであります。

ウィズコロナの時代の中でも、全国育樹祭の開催を契機に、森林づくりの重要性や木育の意義を多くの道民に理解していただくことが重要と考えますので、以下、伺ってまいります。

全国育樹祭については、新型コロナウイルス感染症の終息が見られない状況の中で開催されましたが、感染対策を取りながら、木育の取組の幅広い発信にどのように取り組んだのか、伺います。

○山根理広委員長 森林活用課長小笠原昭二君。

○小笠原森林活用課長 全国育樹祭についてであります。道では、国民的な緑化行事である全国育樹祭の開催を契機に、木育の理念や意義について、より多くの方々に理解していただくため、令和元年から全国育樹祭開催までの約2年間にわたり、地域の特色を生かした森林づくり活動や木育イベントなどを、市町村や木育マイスターなどと連携して、約500回実施し、開催に向けた機運を盛り上げたところでもあります。

感染症の終息が見られない中、昨年10月に開催した全国育樹祭では、感染防止に万全を期すため、当初の計画から参加人数を縮小する一方で、全国育樹祭では初めて、全国各地からオンラインで参加いただいたほか、ユーチューブでのライブ配信を行ったところでもあります。

このような一定の制限下ではありましたが、会場内のステージなどには、香りやぬくもりのある道産木材をふんだんに利用するとともに、北海道ゆかりの著名人と木育発足に中心的な役割を果たした方との対談や、豊かな森林の風景などの映像と子どもたちの演劇を通じて、森の大切さや木に触れる楽しさを実感していただいたほか、地域で活躍するマイスターが全国に向けて木育を未来につなげていきたいという思いを発表するなど、北海道の木育の取組について、効果的に発信したところでもあります。

以上でございます。

○渡邊靖司委員 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴って、ライフスタイルやビジネススタイルも変化しており、職場を離れて、自然豊かな山村などに滞在し、余暇を楽しみながらテレワークなどで働く、いわゆるワーケーションが全国的に注目されております。

道では、森林を活用したワーケーションの取組をどのように進めてきたのか、伺います。

○小笠原森林活用課長 森林を活用したワーケーションについてであります。コロナ禍による

ライフスタイルの変化などを踏まえ、北海道の雄大な森林の中で休暇を楽しみながら仕事を行う、森林を活用したワーケーションを促進するため、道では、道内の利用施設や森林体験プログラムなどの情報をまとめたガイドブックやSNSなどにより、ワーケーションの魅力や効果などを道内外の企業等に広く発信するとともに、市町村に対し、ワーケーションの導入に向けた手引を活用して、地域で受け入れるための体制づくりを働きかけているところであります。

また、昨年度、道民の森において、リモートワークが行えるよう、神居尻地区の利用施設にWi-Fi機器を設置するとともに、森林内を安全にトレッキングできるよう、遊歩道の改修を行うなど、ワーケーションの受入れ環境を整備したところであり、利用者からは、静かな環境の中で集中して仕事に取り組むことができた、森林散策を行ってリフレッシュすることができた、ふだんできない木工や植樹などの貴重な体験ができたとの評価をいただいております。道としては、引き続き、利用者の御意見を伺いながら、本道の豊かな森林を活用したワーケーションの普及に取り組んでまいります。

以上でございます。

○渡邊靖司委員 ウィズコロナの中で、森林のすばらしさや木材のぬくもりをPRする必要があると考えますが、民間の創意工夫を生かすためにも、木育マスターの役割は大きいと考えます。

木育マスターの育成について、昨年度はどのように取り組んできたのか、伺います。

○小笠原森林活用課長 木育マスターの育成についてであります。道では、木育マスターの育成確保に向けて、受講者数の制限のほか、手指消毒や室内の換気など、感染防止対策を講じながら育成研修を開催し、昨年度までに299名のマスターを認定してきたところであり、今年度は新たに25名を認定する見込みであります。

また、道民や企業等の多様化するニーズに応えるためには、木育の活動を企画し、実行するマスターの役割が一層重要になることから、森林観察のガイドなどの専門知識やノウハウを学ぶ講座をはじめ、活動プログラムの企画力や関係者とのコーディネート力の向上を目的とした研修を行うなど、スキルアップを図るとともに、マスターが少ない地域においても木育活動が展開されるよう、森林づくりや木工体験など、様々な分野で活躍するマスター同士の情報交換会を圏域ごとに開催し、ネットワーク化を図るなど、各地域で活躍できるマスターの育成に取り組んでいるところであります。

以上でございます。

○渡邊靖司委員 今後の取組について伺います。

北海道発祥の木育の取組については、全国育樹祭の開催を契機として、道内にとどまらず、全国に展開していくことが必要と考えます。

道として、どのように取り組んでいく考えなのか、伺います。

○山根理広委員長 森林環境局長寺田宏君。

○寺田森林環境局長 今後の取組についてであります。道では、木育をテーマに開催した全国

【第2分科会 11月8日 第3号】

育樹祭を契機に、木育を道民運動として定着させるため、本年5月に、全国育樹祭の会場となりました苫小牧市の苫東・和みの森で第72回北海道植樹祭を開催するとともに、10月には、札幌市や関係団体、木育マイスターとの連携の下、サッポロさとらんどで開催した「道民森づくりの集い」におきまして、木工体験などのワークショップを行い、森林づくりや木材利用の大切さのほか、木育の理念や意義について、広く道民の皆様に普及啓発を行ってきたところです。

また、全国に木育を発信するため、道内各地で行われる木育イベントやマイスターの活動などについて、SNSなどを活用しながら、広く情報発信するとともに、今月、大分県で開催されます第45回全国育樹祭の記念行事におきまして、道内で活躍する木育マイスターの活動の紹介や、道産木材を活用した木育ワークショップを実施するほか、今後、道内外の企業等を個別に訪問し、木育活動を紹介したパンフレットを活用しまして、北海道の豊かな森林や道産木材の魅力を伝えるなど、本道発祥の木育の輪を全国に広げてまいります。

○渡邊靖司委員 次に、漁港や漁場の整備についてであります。

本道は、四方を海に囲まれ、日々、多くの漁業者が生産活動に取り組んでおり、その水揚げや漁船の係留などの拠点となる漁港は、水産物の安定供給に不可欠な生産基盤であります。このため、道では、漁港について整備等を行ってきていると承知しています。

また、近年、海洋環境の変化などから低迷する漁業生産の拡大や沿岸資源の増大を図るため、魚礁や増養殖などの漁場の整備が行われています。

こうした漁港や漁場の整備などについて、以下、数点伺います。

本道各地に点在している漁港は、整備から長い年月が経過し、老朽化が進んでいると聞いております。

道では、漁港の機能を持続的に発揮するため、予防的観点から、公共事業の水産物供給基盤機能保全事業で漁港機能の維持保全を進めていると承知しておりますが、直近3か年の実績について伺います。

○山根理広委員長 漁港漁村課長山谷公二君。

○山谷漁港漁村課長 漁港の計画的な維持保全についてであります。道では、漁船の安全な停泊や水産物の安定供給を図るため、道所管の第1種及び第2種漁港において、施設を整備してきたところでありますが、整備後50年を経過し、老朽化した施設も多く、更新コストの平準化、縮減を図りながら、施設の長寿命化を進めているところでございます。

このため、道では、平成18年度から、165港を整備する機能保全計画を策定し、国の水産物供給基盤機能保全事業を活用して機能回復を図っているところであり、直近3か年の実績としましては、令和元年度が、120港、81億8000万円、令和2年度は、111港、81億9000万円、令和3年度は、132港、71億9000万円の保全工事を行ったところでございます。

以上です。

○渡邊靖司委員 漁港の計画的な維持保全について、事業の実績を伺いましたが、事業を進めていく上で、どのような課題があり、どのように対応しているのか、伺います。

○**山谷漁港漁村課長** 漁港の維持保全に係る課題についてであります。水産物供給基盤機能保全事業は、老朽化した漁港施設の機能回復を基本としておりますが、近年、海洋環境の変化に伴い、自然災害が激甚化、頻発化しており、高波等から漁港背後施設を防護するための防波堤や護岸による越波対策、波浪等の影響により漁港に大量に堆積する砂のしゅんせつなど、当初想定できなかった新たな対策が求められているところでございます。

こうした課題に対応するため、近年の波浪データを用いて算定した最新の設計波による施設のかさ上げや、漂砂解析シミュレーションなどを活用した防災対策を行いながら、漁港の機能回復と長寿命化対策を進めているところでございます。

以上です。

○**渡邊靖司委員** 次に、魚礁や増殖場の整備について伺います。

道では、水産生物の良好な生息環境を創出し、海域の生産力の底上げを図るため、魚礁や増殖場の整備を行っていること承知してはいますが、直近3か年の実績について伺います。

○**山根理広委員長** 漁場事業担当課長神田謙治君。

○**神田漁場事業担当課長** 魚礁や増殖場の整備についてであります。道では、水産生物の生活史を踏まえた水産環境の整備を進めるため、海岸近くの浅場に、魚類の産卵や稚魚の生育の場となる藻場のほか、昆布やウニの増産を目的とする増殖場を造成するとともに、カレイ類やソイ類などの成長や生息の場となる沖合域に魚礁を設置するなど、漁場の整備を行っております。

直近3か年の実績としては、魚礁につきましては、令和元年度が、38か所、55億8000万円、令和2年度は、38か所、49億7000万円、令和3年度は、37か所、50億9000万円の整備を実施しており、増殖場については、令和元年度が、34か所、25億8000万円、令和2年度は、30か所、27億2000万円、令和3年度は、20か所、22億円の整備を実施し、水産資源の増大を図っているところでございます。

以上でございます。

○**渡邊靖司委員** 魚礁や増殖場の整備については、事業の実績を伺いましたが、整備を進める上で、どのような課題があり、どのように対応しているのか、伺います。

○**神田漁場事業担当課長** 漁場整備の課題についてであります。魚礁や増殖場の整備により、海域の生産力を底上げし、持続可能な漁業生産を確保するためには、近年の海水温の上昇や、激甚化している低気圧災害などの海洋環境の変化に対応した、効果的な漁場整備を行うことが課題となっております。

このため、道では、国の事業を活用し、生物調査や水中カメラによるモニタリングを実施するなど、魚礁周辺の海洋環境や水産生物の状況などを調査し、その変化や整備した漁場の効果把握に努めるとともに、近年、道内において漁獲が増加しているブリが好んで集まりやすい、高さのある魚礁など、魚種の変化に対応した効果的な漁場の整備を行っているほか、大きなしけによるホタテガイの被害抑制のため、波浪の影響を受けにくい沖側の深い水深帯へ漁場造成を行うなど、課題に対応した漁場整備を行っているところでございます。

以上でございます。

○渡邊靖司委員 今後の対応について伺います。

これまで、漁港や漁場の整備に当たっての実績や課題について伺いました。

国では、本年4月からスタートした新たな漁港漁場整備長期計画において、水産業の成長産業化や持続可能な漁業生産の確保などを重点課題に掲げ、漁港、漁場の整備を戦略的かつ計画的に推進するとしています。

本道は、国内最大の水産物供給基地であり、今後も、その役割を果たしていくためには、漁業活動の拠点となる漁港の機能の確保や、水産資源の増大に資する魚礁、増殖場の整備を引き続き進めることが重要であると考えます。

道としては、今後、漁港や漁場の計画的な整備にどのように取り組むのか、伺います。

○山根理広委員長 水産基盤整備担当局長杉西紀元君。

○杉西水産基盤整備担当局長 今後の対応についてであります。道では、国の新たな長期計画にのっとり、サプライチェーンの起点として、高付加価値の水産物を国内、海外に供給する拠点づくりや、持続的な漁業生産力を持つ漁場・生産体制づくりなどを計画的に進めることが重要と考えております。

このため、漁港につきましては、引き続き、施設の長寿命化対策を基本に、防波堤や岸壁の耐震化などの防災・減災機能の強化や、屋根つき岸壁の整備による衛生管理対策に重点的に取り組むほか、漁場につきましては、今年度からスタートした10か年間の事業計画に基づき、水産物の生活史や海洋環境の変化に対応した魚礁や増殖場などの整備を着実に推進していく考えであります。

道といたしましては、今後とも、漁港や漁場といった水産基盤の整備を積極的に推進し、水産業の成長産業化や持続可能な漁業生産の確保を図り、本道水産業の振興に取り組んでまいります。

○渡邊靖司委員 次に、国土強靱化対策についてであります。

近年、気候変動の影響により、台風や豪雨などの気象災害は激甚化しており、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などの大規模地震の発生も懸念されます。

こうした中、道民の生命、財産を守り、社会の機能を維持するためには、防災、減災、国土強靱化の取組の加速化を図る必要があると考えますので、以下、伺います。

初めに、山腹崩壊や土砂流出などの山地災害が多発・激甚化する傾向にある中で、治山事業による国土強靱化対策として、荒廃した森林の復旧・予防対策に、道としてはどのように取り組んできたのか、昨年度の実績について伺います。

○山根理広委員長 治山課長土岐倫功君。

○土岐治山課長 荒廃した森林の復旧・予防対策についてであります。本道では、近年の記録的な豪雨や地震などにより、山地の崩壊や溪流の荒廃による災害が発生していることから、森林の維持、造成を通じて、山地に起因する災害から、地域住民の安全、安心な暮らしを守るとともに

に、水資源の涵養を図る治山事業の役割はますます重要となっています。

このため、道では、国土強靱化の施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成26年度に策定した北海道強靱化計画に基づき、土砂の流出等により、人家や道路などに被害を与えるおそれがある山地災害危険地区などを対象として治山対策に取り組んでおり、令和3年度には、土砂流出を抑止する治山ダムの設置や、崩壊した斜面の土留め工や緑化などによる荒廃山地の復旧・予防対策を128か所実施したほか、河川上流等の森林の維持、造成を計画的に進めてきたところです。

以上です。

○渡邊靖司委員 風害や潮害から地域の産業と暮らしを守ることを目的に整備されている海岸防災林について、東日本大震災では、津波の減衰効果が見られたと聞いています。

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の発生の影響が想定される道内においても、海岸防災林の整備を進めるべきと考えますが、海岸防災林の整備の取組状況はどのようになっているのか、伺います。

○土岐治山課長 海岸防災林の整備についてであります。道では、平成29年度に北海道海岸防災林整備基本方針を策定し、海岸線に造成した帯状の森林の効果によって、津波エネルギーを減衰するなど、被害軽減に効果のある海岸防災林整備を進めており、集落や公共施設、津波避難路に指定されている重要な道路などの有無や森林の状況を踏まえ、優先して対策が必要な箇所については、森林の造成と、津波減衰の効果を補完する堀や盛土を組み合わせた整備を行ってきたところです。

これまで、基本方針で定めた整備が必要な18か所のうち、令和3年度までに5か所の整備が完了しており、残り13か所について、保全すべき人家が多いなど優先度が高い箇所から、今後も計画的に整備を進め、風害や津波災害などの防止に向けて取り組んでまいります。

以上です。

○渡邊靖司委員 この件に関しましては、いつ、釧路沖で地震があるやに、津波が来るかもしれませんので、速やかに進めていただきたいと考えます。

次に、国土強靱化に向けて、多面的機能を高度に発揮する森林の整備を継続していくためには、林道施設についても、豪雨等による被災が少ない構造とするなど、災害に強い林道を整備していくことが重要です。

道内の災害に強い林道の整備の取組状況はどのようになっているのか、伺います。

○山根理広委員長 路網整備担当課長佐々木匠君。

○佐々木路網整備担当課長 災害に強い林道の整備についてであります。近年、本道では、豪雨等による災害が頻発し、被災状況も激甚化する傾向にある中、適切な森林整備を継続的に進める上で重要な幹線となる林道については、災害に強い構造に改良することが重要と考えております。

このため、道では、道有林や市町村が管理する林道において、斜面からの落石を防止する工事

【第2分科会 11月8日 第3号】

や、老朽化した橋梁の架け替え、補修などの整備を進めており、国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を踏まえて、道が設定した中長期目標、86路線のうち、令和3年度末までに44路線の整備が完了したところであります。

今後、道有林において、これらの取組を計画的に進めるとともに、事業の実施体制が十分でない市町村に対し、路線の計画策定や工事の設計積算等の技術支援のほか、活用できる国の事業について情報提供を行いながら、森林整備の基盤となる災害に強い林道の整備を進めてまいります。

以上でございます。

○渡邊靖司委員 今後の取組について伺います。

国では、令和2年に「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を策定して、取組を進めているところであります。対策には、山地災害危険地区等における治山や森林整備対策が盛り込まれています。

道民の安全、安心な暮らしを守るため、道は、今後、国土強靱化にどのように取り組んでいく考えなのか、所見を伺います。

○山根理広委員長 林務局長野村博明君。

○野村林務局長 今後の取組についてであります。本道では、台風や局地的な豪雨、胆振東部地震などにより、広範囲な森林で山地災害が発生していることから、森林が持つ土砂流出の防止や風水害の防止などの機能を一層強化することが重要であります。

このため、道としては、土砂災害のおそれのある山地災害危険地区などにおける治山ダム等の設置や、地滑りなどを防止する工事、風害等や海溝型大規模地震による津波災害に備えた海岸防災林の整備に取り組むほか、森林整備の基盤となる災害に強い林道施設の整備が進むよう、市町村に対するきめ細やかな技術的支援を行うとともに、引き続き、必要な国の予算の確保に努めるなど、関係機関と一体となり、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」として、治山事業や森林整備事業を計画的に推進し、地域の安全、安心な暮らしが守られるよう取り組んでまいります。

○渡邊靖司委員 次に、森林環境譲与税についてであります。

森林環境譲与税は、温室効果ガス削減や災害防止を図るため、市町村の森林整備等の財源を安定的に確保することを目的に、令和元年度に創設されています。市町村には、手入れが行き届かない森林の整備をはじめ、人材の育成や木材の利用など、譲与税を活用した計画的な取組が求められています。

昨年度の活用状況と道の市町村支援の取組について、以下、伺います。

令和3年度の道内市町村への譲与額や活用の状況は、令和2年度と比較してどのようになっているのか、伺います。

○山根理広委員長 森林計画課長山口博央君。

○山口森林計画課長 市町村への譲与額などについてであります。令和3年度の道内市町村へ

の譲与額の合計は、令和2年度とほぼ同額の25億7000万円となっております。主な事業内容としては、森林整備に、令和2年度は143市町村が8億2000万円を活用したのに対しまして、令和3年度は155市町村が9億7000万円、木材の利用促進には、令和2年度は25市町村が1億9000万円、令和3年度は27市町村が2億2000万円、林業・木材産業の普及啓発には、令和2年度は49市町村が1億2000万円、令和3年度は73市町村が1億1000万円、人材の育成確保には、令和2年度は100市町村が7000万円、令和3年度は122市町村が1億7000万円となっております。森林整備や人材育成などの取組が増えたことによりまして、活用額は、令和2年度の12億1000万円に対し、令和3年度は14億8000万円となり、2割増加したところでございます。

以上でございます。

○渡邊靖司委員 人口の多い都市部の市町村においても、木材利用だけではなく、森林整備を進めることが重要であります。

人口が10万人を超える道内の都市部における譲与額と活用の状況について伺います。

○山口森林計画課長 都市部における譲与税の活用状況についてであります。札幌市など、人口が10万人を超える九つの市には、道内市町村に対する譲与額の21%に当たる約5億円が譲与されておりまして、令和3年度の活用状況は、森林整備に1億2000万円、木材の利用促進に9800万円、林業・木材産業の普及啓発に2600万円、人材の育成確保に4800万円となっております。

具体的な取組としましては、札幌市では、市街地近郊の小規模な森林を整備する事業を進めているほか、帯広市では、植生や路網、地形などの森林情報を整理した上で、森林所有者に間伐等の施業を提案する取組を進めているなど、都市部においても、森林整備の推進に向けて積極的に譲与税を活用している事例も見られるところであります。

以上でございます。

○渡邊靖司委員 道では、譲与税を活用し、市町村の取組に支援しているが、譲与税の活用が進んでいない市町村も依然として見受けられます。

市町村での活用が進まない要因について、道としてどのように認識しているのか、伺います。

また、道に対する譲与額と市町村支援にどのように取り組んだのか、併せて伺います。

○山口森林計画課長 市町村への支援についてであります。道内の市町村では、林業や木材産業の専門部署や専門的知識を有する職員が少ないこともありまして、道では、市町村を積極的に支援し、地域のニーズに沿った活用を促進することが重要と考えております。

このため、道の譲与税4億5000万円の一部を活用し、市町村職員を対象とした、森林整備などの知識や技術を習得する研修会を道内各地で開催するとともに、森林の位置や面積などの情報を市町村と共有し、森林整備を円滑に進めるための業務処理システムの提供を行ってきたところであります。

また、本年5月末までに全ての振興局に設置した地域協議会において、税の趣旨のほか、森林整備や木材利用の全国の優良事例について情報を提供するとともに、譲与税の活用が進んでいない市町村に対しましては、振興局の職員が個別に訪問し、森林整備の実行段階におけるサポート

【第2分科会 11月8日 第3号】

や、国の財源措置がある地域林政アドバイザー制度の活用をを行うなど、地域の実情を踏まえたきめ細やかな支援を行ってきたところであります。

以上でございます。

○**渡邊靖司委員** 今後の取組について伺います。

市町村における譲与税の活用を進めるためには、道の支援が不可欠であります。

地域の実情に応じたきめ細やかな市町村支援が必要と考えますが、今後どのように取り組む考えなのか、伺います。

○**山口水産林務部長** 今後の取組についてであります。道内の市町村が、譲与税を活用し、手入れの行き届かない森林の整備や道産木材の利用などを進めることは、森林資源の循環利用の推進はもとより、地域経済の活性化やゼロカーボン北海道の実現にも貢献する重要な取組であり、一層の支援が必要と認識しております。

このため、道といたしましては、市町村に対し、間伐等の森林整備の促進による活力ある森林づくりや道産木材の利用が進むよう、地域協議会を通じて、手入れの必要な森林の場所や面積、譲与税を活用した他の地域の取組などの情報を提供してまいります。

また、市町村の体制強化が必要な場合には、地域林政アドバイザー制度の活用を提案するなど、地域の実情を踏まえたきめ細かな支援に取り組むほか、ICTを活用したスマート林業の推進や、北森カレッジの運営をはじめとした森林整備を担う人材の育成など、市町村が譲与税を有効に活用するための環境を整備し、地域の森林づくりが計画的に進むよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○**渡邊靖司委員** 最後は、林業の担い手の育成についてであります。

本道では、カラマツやトドマツなど、人工林の資源が利用期を迎えており、山村地域の活性化や林業・木材産業の成長産業化の実現に向けて、持続的な林業生産活動を行うことが重要です。

このため、本道の森林づくりを担う新規就業者を安定的に確保し、林業の担い手を育成していく必要があると考えます。

以下、数点伺います。

道内の林業従事者数は、過去10年間でどのように推移しているのか、そのうち、素材生産・造林別の従事者数、通年雇用の割合、60歳以上の高齢層の割合はどのようになっているのか、併せて伺います。

○**山根理広委員長** 林業振興担当課長山崎康裕君。

○**山崎林業振興担当課長** 林業従事者の状況についてであります。道が2年ごとに実施しております林業労働実態調査によると、本道の林業従事者数は、令和3年度が4208人で、10年前の平成23年度の4226人からおおむね横ばいで推移しており、事業種別の従事者数は、素材生産が、令和3年度が2201人で、10年前の1730人から471人増加している一方、造林は1510人で、1978人から468人減少しています。

また、林業従事者全体の通年雇用の割合は66%で、10年前の37%から29ポイント上昇しているほか、60歳以上の高齢層の割合は、令和3年度が31%で、10年前の34%から3ポイント低下したものの、依然として3割を占めております。

以上でございます。

○渡邊靖司委員 次に、新規就業者はどのように推移しているのか、通年雇用の割合と併せて伺います。

○山崎林業振興担当課長 新規就業者の状況についてであります。新規就業者数は、平成19年度の274人から平成25年度に145人まで減少した後、平成27年度以降は180人前後で横ばい傾向となっています。

また、新規就業者に占める通年雇用の割合は、令和3年度は78%で、10年前の36%から42ポイント上昇しており、これは、林業事業者が、従事者の確保、定着に向けて、植林から伐採まで年間を通じた業務の確保や、月給制の導入、休日の確保など、雇用条件の改善に取り組んできた成果によるものと考えています。

以上でございます。

○渡邊靖司委員 持続的な経営を進めるためには、新規就業者を道内外から幅広く確保することが重要と考えます。中でも、人力に頼る作業の多い造林分野における新規就業者の確保は喫緊の課題と考えます。

道では、新規就業者の確保に向け、昨年度は、農林漁業新規就業安心サポート事業などを活用してどのように取り組んできたのか、また、造林分野における人材の確保に当たってはどのような課題があるのか、併せて伺います。

○山崎林業振興担当課長 新規就業の促進についてであります。道では、道内外から幅広く人材を確保するため、林業事業者や市町村などが参画する地域の担い手対策協議会と連携し、農業高校の森林科学科の生徒を対象とした林業現場の体験学習や、道内の普通高校における出前講座を実施しているほか、ホームページなどを活用し、本道の森林や林業の魅力などにつきまして、積極的にPRを行っているところです。

また、林業で働く方が、就業の経緯や仕事の内容、やりがいなどを紹介するオンラインセミナーや、首都圏などで開催する移住・転職イベントなどにおきまして、就業相談会等を実施するとともに、林業への就業に関心を持った方を対象に、森林内での仕事や地域での暮らしを実感してもらう体験ツアーなどを実施しているところです。

造林分野につきましては、中腰で苗木を植える動作を繰り返すことや、植林地に繁茂する草を炎天下で刈り払う作業など、従事者の身体への負担が大きいことが課題となっておりますことから、道では、植付けの作業をサポートするアシストスーツのほか、植林の前にササなどを取り除く作業を行う自走式草刈り機の導入を支援するなど、作業負担の軽減や省力化の推進に取り組んでいるところです。

以上でございます。

○渡邊靖司委員 新規就業者の育成に取り組む北森カレッジにおいては、本年3月に初めて卒業生を送り出したわけですが、道内の各地域で活躍できる人材を育成し、地域での就業、定着を図っていく必要があります。

北森カレッジにおいては、卒業生就業、定着に向けて、どのように取り組んでいるのか、また、今年度の企業等からの求人やこれまでの内定状況と併せて伺います。

○山崎林業振興担当課長 北森カレッジにおける取組についてであります。北森カレッジでは、生徒が円滑に就職できるよう、相談窓口を設置し、求人情報の提供や就業条件などの個別相談を行うとともに、林業・木材産業関連企業が参加する合同企業説明会を本年3月に開催したほか、現場での作業や地域での暮らしを体験するインターンシップの実施により、就職先の確保とマッチングを進めてきたところであり、これまでに、道内の林業・木材産業関係企業や団体、94社から求人が寄せられています。

こうした中、10月末までに、2年生37名のうち、26名が森林組合や関係企業から内定を受けており、引き続き、生徒の意向や適性に応じた就職先の確保に努めるとともに、就職後の状況を定期的に把握し、キャリアアップに向けた資格の取得や、関係団体が実施する経験年数に応じた研修の受講を働きかけるほか、仕事や暮らしの悩みなどを共有し、交流を深めながら、地域の森林、林業の魅力を発信する若手従事者のグループ「森の魅力発信し隊」への参加を促すなど、就職先での定着が図られるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○渡邊靖司委員 今後の取組について伺います。

今後、道産木材の需要拡大に伴い、伐採と伐採後の植林の増加が見込まれることから、担い手を一層確保する必要があります。

道としては、林業の安定的な担い手の確保に向け、どのように取り組んでいく考えなのか、伺います。

○山口水産林務部長 今後の取組についてであります。本道では、全国を上回るスピードで人口減少が進む中、林業におきましては、高齢者の占める割合が依然として高く、今後、事業量の増加が見込まれる伐採や植林といった森林整備を着実に進めるためには、道内外から幅広く人材を確保し、地域への定着を図ることが重要と認識しております。

このため、道では、地域協議会と連携をし、高校生向けの林業現場の体験学習のほか、SNSやオンラインセミナーなどにより、林業の魅力を効果的に発信するとともに、首都圏などでの就業相談会の開催や林業体験ツアーの実施、さらには、人力による作業が多い造林分野において、ドローンによる苗木運搬を促進するほか、自走式草刈り機の導入に支援するなど、作業負担の軽減や省力化の推進に取り組んでまいります。

また、北森カレッジにおきましては、様々な地域、分野におけるインターンシップや就業相談を通じ、生徒自らが、意欲を持って、希望する就職先を選択できるよう支援するほか、就職後におきましても、経験に応じた研修の受講や、若手従事者の交流を深めるグループへの参加を促す

など、将来にわたり、本道の森林づくりを担う人材の確保育成と定着に取り組んでまいります。

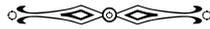
以上でございます。

○**渡邊靖司委員** 北海道の次の林業を支えていく若者の育成に、今後とも力を注いでいただくことを指摘いたしまして、質問を終わります。

○**山根理広委員長** 渡邊委員の質疑は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後2時51分休憩



午後3時10分開議

○**檜垣尚子副委員長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

水産林務部所管に関わる質疑の続行であります。

北口雄幸君。

○**北口雄幸委員** それでは、通告に従いまして、森林環境譲与税について質問をいたします。

地球温暖化防止や災害防止を目的として、森林整備の財源を安定的に確保する観点から、令和元年度に森林環境譲与税が創設されました。しかし、都市部では、譲与税の活用が進まず、基金に積み立てられているという声も聞こえています。

以下、伺ってまいります。

まず、森林環境譲与税の市町村に対する譲与基準についてお聞きするとともに、道内市町村への令和元年度から令和3年度までの譲与額についてお伺いをいたします。

○**檜垣尚子副委員長** 森林計画課長山口博央君。

○**山口森林計画課長** 市町村への譲与基準などについてであります。国は、市町村が主体となっていく、手入の行き届かない森林の整備などに必要な財源を安定的に確保するため、森林環境譲与税を創設し、令和元年から譲与を開始したところであります。市町村への譲与額につきましては、私有林の人工林面積や林業就業者数に加え、税財源の活用による恩恵を広く国民が享受できるよう、人口も基準としておりまして、譲与額全体の5割を私有林の人工林面積、2割を林業就業者数、3割を人口でそれぞれ案分して算出した額を合計しているところでございます。

また、道内の市町村に対する譲与額は、令和元年度は12億3000万円、令和2年度は26億1000万円、令和3年度は25億7000万円となっております。

以上でございます。

○**北口雄幸委員** ただいまの答弁では、市町村への譲与割合は、私有林の人工林面積割が5割、人口割が3割、そして林業就業者割が2割ということであります。

大規模な市町村ですと、人口割があるものですから、一定の額がたまりますけれども、小規模な自治体だと、なかなかこの人口割が少ないということもあって、譲与額そのものが基準に満たなくて、どうしても基金に積み立てざるを得ないということも聞いているわけであります。

そこで、道内の市町村では、譲与税を活用した森林整備を進めておりますが、その活用状況に

【第2分科会 11月8日 第3号】

ついてお伺いをいたします。

○山口森林計画課長 譲与税を活用した森林整備についてであります。道内の市町村による譲与税を活用した取組のうち、森林整備については、令和元年度は1億7000万円、令和2年度は8億2000万円、令和3年度は9億7000万円と増加傾向で推移しております。

譲与が開始された令和元年度は、市町村の参考となる事例が少なかったことや、市町村の職員の体制が整わなかったことで、事業の企画立案が進まなかったところではありますが、道では、譲与税を活用した道内外の優良事例の情報発信や、市町村職員を対象とした、森林整備などの知識や技術を習得する研修会を道内各地で開催するとともに、国の財源措置がある地域林政アドバイザー制度の活用を促すなどの取組を進めてきた結果、森林整備を中心に活用が進み始めたところでございます。

以上でございます。

○北口雄幸委員 森林を抱える地域、いわゆる里山の地域については、今の答弁のとおり、森林環境譲与税を活用した森林整備が少しずつ進められているということでもあります。私は、引き続き、そういう森林整備がこの譲与税によって進められていく、このことが大事だというふうに思っています。

しかし、先ほどお話ししたとおり、一方で、譲与税の譲与基準は、人口割が3割というこの状況の中で、首都圏など、人口の多い市町村が多額の譲与額を配分されるというのが実態だというふうに思います。

この際、道内の森林面積が大きい市町村が、基本的に多くの譲与額を配分される、そして、その地域の森林整備が加速される、そのためにこの譲与税が使われるべきだというふうに思いますので、この譲与基準の見直しを国に求めるべきと考えますが、道の見解を伺います。

○檜垣尚子副委員長 水産林務部長山口修司君。

○山口水産林務部長 譲与税の活用などについてであります。本道は、全国の森林面積の2割に及ぶ豊かな森林を有しており、災害の発生防止や森林吸収量の確保のためにも、道内の各市町村が手入れの行き届かない森林の整備などに譲与税を有効に活用できるよう、支援することが必要と考えております。

このため、道では、引き続き、市町村職員を対象に森林計画制度等の知識や路網整備の技術を習得するための研修会の開催や、森林整備を円滑に進めるための森林GISや事業の設計積算を行うシステムの提供などに加えまして、本年5月末までに全ての振興局に設置いたしました地域協議会におきまして、市町村による路網の維持修繕への支援などの優良事例について、情報を提供してまいります。

さらに、振興局の職員が、森林整備の企画から実施まで、地域の実情を踏まえたきめ細かなサポートに取り組むなど、譲与税を活用した森林整備を着実に進めるとともに、譲与税の在り方に関する国の検討状況等について、引き続き、注視をしつつ、必要に応じて適宜適切に対応してまいります。

以上でございます。

○北口雄幸委員 ぜひとも、今、部長から答弁いただいたように、まずは、首長の皆さんをはじめとする地域の皆さんの御意見をしっかりと聞きいただきながら、国の動きに即応した対応ができるように取組を進めていただきたい、このように思っています。

続きまして、道産木材の利用拡大についてお伺いをします。

北海道の森林面積は、全道面積の71%に当たる554万ヘクタールで、全国の森林面積の22%を占めております。また、道民1人当たりの森林面積は約1ヘクタールと、全国平均の約5倍となっており、このことから、道産木材を活用することは、地域振興を含め、極めて大切なことだというふうに思っています。

また、道内の人工林は本格的な利用期を迎えており、資源の循環利用を促進し、地球温暖化防止に貢献していくためにも、木質バイオマスを含め、道産木材の利用を促進していくべきと考えるところであります。

以下、木質バイオマスエネルギーの利用や、建築物における利用拡大の具体的な取組についてお伺いをしてまいります。

まず、木質バイオマスエネルギーについて、道内の昨年度の利用実績と将来の目標数値について伺うとともに、その達成に向けた課題等について、併せてお伺いをいたします。

○檜垣尚子副委員長 林業木材課長立原泰直君。

○立原林業木材課長 木質バイオマスエネルギーの利用実績などについてであります。道が毎年度実施している木質バイオマスエネルギー利用動向調査によると、令和3年度の道内における木質バイオマスのエネルギー量は148万立方メートルであり、10年前の平成23年度の62万立方メートルの2.4倍となっております。

また、道では、木質バイオマスのエネルギー利用拡大に向け、北海道森林づくり基本計画において、令和13年度の木質バイオマスのエネルギー利用量の目標を令和3年度の1.4倍となる200万立方メートルに設定したところであります。

目標の達成に向けては、木質バイオマスの効率的な集荷や加工に必要な林業機械や移動式チップパー機の導入、路網の整備に加え、学校や福祉施設のチップボイラーの導入などへの支援を通じて、原料の安定供給体制を構築するとともに、将来にわたって需要を確保することが重要と考えております。

以上です。

○北口雄幸委員 地域の公共施設などで、木質バイオマスエネルギー利用が増えております。原料の安定的な確保が必要となってきています。

こうした取組を支援するためにも、道内森林の11%を占める61万ヘクタールの道有林からも、木質バイオマスを供給していく必要があると考えますが、道の取組についてお伺いをいたします。

○檜垣尚子副委員長 道有林課長岩崎誠君。

○岩崎道有林課長 道有林の取組についてであります。道では、地域の公共施設などのボイラーに使用する木質バイオマスを安定的に供給するため、道有林が所在する美深町やむかわ町と連携しまして、隣接する町有林と道有林の間伐などの施業を一体的に実施することにより、バイオマス原料を効率的に確保する取組を行ってきたところであります。

また、バイオマス原料の安定供給を目的としまして、素材生産業者などと協定を締結し、計画的に原木を販売しており、令和元年度から令和3年度の3年間で、4森林室において8件の協定を締結し、約3万2000立方メートルの原木を供給したところであります。

さらに、北海道森林管理局と連携しまして、未利用の間伐材や端材などの発生場所、見込み量などの情報を道のホームページなどで発信し、バイオマス原料としての活用を促すなど、地域で利用される木質バイオマスの安定供給に取り組んでいるところであります。

以上でございます。

○北口雄幸委員 木質バイオマスエネルギーを将来にわたって利用するためには、私は、大規模なバイオマス発電だけではなくて、むしろ、地域に賦存する木質バイオマスを地域の中で活用するという、いわゆるエネルギーの地産地消が求められているというふうに思っています。

道として、これらの取組をどのように支援していこうと考えているのか、お伺いをいたします。

○檜垣尚子副委員長 林務局長野村博明君。

○野村林務局長 今後の取組についてであります。再生可能な木質バイオマスを地域のエネルギー源として将来にわたって利用していくことは、森林資源の循環利用やエネルギーの地産地消を推進する重要な取組と認識しております。

このため、道としては、素材生産業者等との協定締結による道有林からのバイオマス原料の供給や、林地未利用材の効率的な集荷や流通のモデル的な事例の全道への普及により、地域内での燃料の安定供給を図る考えであります。

また、安定した需要の確保に向けて、地域で発生する木質バイオマスを町営住宅や農業用ビニールハウスの暖房の熱源として利用している下川町などの先進事例を幅広く普及するとともに、暖房機器メーカーなどと連携し、ペレットやまきストーブのPRを行うほか、国の事業を活用し、チップパー機やボイラーの導入に支援するなど、木質バイオマスが地域で持続的に利用されるよう取り組んでまいります。

○北口雄幸委員 ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

今、燃料などを中心に、高値で本当に安定をしているという状況であります。したがって、私は、木質バイオマスにとってみれば追い風になっているのではないかというふうに思うわけでありまして、先ほど申し上げたとおり、エネルギーの地産地消を進めていくためにも、ぜひとも、全庁を挙げた取組をお願いしたいというふうに思います。

続きまして、建築物における道産木材の利用についてお伺いをいたします。

道内に木造の建築物を増加させるためには、道有施設はもとより、公共施設の木造・木質化を

進める必要があるというふうに思います。

道では、国の事業を活用し、市町村の木造公共施設等の整備について支援をしてきたと承知をしておりますが、これまでの実績と優良事例等についてお伺いをいたします。

○立原林業木材課長 公共施設等の木造化、木質化についてであります。道では、国の事業を活用し、市町村の公共施設等の木造化、木質化を推進してきたところであり、平成21年から令和3年度までに、体育館や公民館、図書館など、163の公共施設等の整備に支援してきたところがあります。

整備の事例としては、道産カラマツCLTを柱やはりに使用することで、広い室内空間を確保するとともに、工期の大幅な短縮が可能となった地域住民の活動センターや、構造用の部材に、道総研林産試験場が開発した、ねじれや割れの少ないコアドライのカラマツ材を使用した保育所、町内産のカラマツを活用した柱やはりなどを見せる構造とすることで、ぬくもりのある木質空間を実現した認定こども園などがございます。

以上です。

○北口雄幸委員 道産木材を最大限活用するためには、公共施設だけでは不十分だというふうに思います。民間施設を対象とした取組も積極的に進めることが大事だというふうに思います。

道では、令和3年度に、道産木材保管・利用拡大等対策事業費により、民間建築物での道産木材の利用に支援したと承知をしておりますが、その実績等についてお伺いをいたします。

○立原林業木材課長 民間建築物の木造化、木質化についてであります。道では、民間施設の木造化や木質化を推進するため、道産木材保管・利用拡大等対策事業費により、建築物の新築や改築に利用された構造材や内装材などの道産建築材の購入経費に支援を行ってきたところがあります。

令和3年度の支援実績は、会社事務所やワイン工場、民間の高齢者福祉施設や診療所など、合計11件、約1300万円となっております。

○北口雄幸委員 民間施設も着実に木造・木質化が進んでいるというふうに思いますけれども、今後、道内の建築物の木造・木質化をより一層進めることが、地球温暖化防止のためにも重要な課題と考えます。

建築物における道産木材の利用拡大に向けて、道として今後どのように取り組むのか、最後にお伺いをいたします。

○山口水産林務部長 今後の取組についてであります。道内の建築物に道産木材を利用することは、森林資源の循環利用の推進につながるほか、炭素を長期間固定し、二酸化炭素の排出削減にも貢献する重要な取組と認識をしております。

このため、道では、CLTなどを使用した北の森づくり専門学院の庁舎や、道産木材をふんだんに使い木質化を図った道庁1階ロビーなどの道有施設をはじめ、市町村の公共施設などにおける利用事例について、市町村職員向けの研修会などを通じて普及することにより、公共施設の木造化、木質化を推進していく考えでございます。

また、道産木材を活用した施設を「HOKKAIDO WOOD BUILDING」として登録する制度を昨年10月に開始し、これまで29の施設を登録したところであり、引き続き、企業や市町村と連携しながら、幅広く情報発信することにより、店舗や事務所の木造化、木質化を促すなど、建築物における道産木材の利用拡大に取り組み、ゼロカーボン北海道の実現に貢献してまいります。

以上でございます。

○北口雄幸委員 ただいま、部長から、ゼロカーボン北海道の実現に向けて貢献してまいるという答弁がありました。今、北海道の木材が利用期に入っている、そして、様々なものが値上がりをして、道産木材の価値が大変評価をされている、私はそんなふうに思います。

ぜひとも、皆さんの知恵を出し合いながら、道産木材がもっと利用されるようお願いをし、質問を終えたいと思います。

ありがとうございました。

○檜垣尚子副委員長 北口委員の質疑は終了いたしました。

佐藤伸弥君。

○佐藤伸弥委員 まず、アキサケ資源対策について伺います。

本道のアキサケ資源は、人工ふ化放流事業により造成されており、河川に遡上した親魚を捕獲し、稚魚の生産に必要となる種卵を計画的に確保することが重要であります。近年、アキサケの来遊数の減少が続いており、親魚の確保に苦慮している地区もあることから、漁業関係者からは、資源の早期回復を求める声を伺っております。

道では、これまで、アキサケ資源の回復に向けて様々な取組を進めていると承知をしておりますが、これまでの取組内容などについて、以下、伺ってまいります。

まず、道総研さけます・内水面水産試験場では、毎年、アキサケの来遊予測を公表しており、本年は昨年を上回る見通しと伺っておりますが、昨年のアキサケの漁獲実績について伺うとともに、本年のこれまでの漁獲状況について、海域ごとに伺います。

○檜垣尚子副委員長 サケマス・内水面担当課長松村悟君。

○松村サケマス・内水面担当課長 サケの漁獲状況についてであります。北海道連合海区漁業調整委員会の取りまとめによりますと、昨年の全道の漁獲実績は、1669万尾、449億円であり、本年10月20日現在の速報では、2560万尾、566億円となっております。現時点で昨年の実績を大きく上回る状況となっております。

また、海域別の漁獲尾数は、オホーツク海では1612万尾で前年同期比163%、日本海では492万尾で177%、根室では266万尾で176%、えりも以東では111万尾で128%、えりも以西では79万尾で205%となっております。全ての海域で、前年同期の漁獲尾数を上回っているところでございます。

○佐藤伸弥委員 現時点でも昨年の実績を大きく上回る状況で、海域ごとに見ても、大変増えている状況が今年は見受けられます。

今年の来遊予測は、昨年より上回る見通しではありますが、過去には6000万尾を超える来遊もあったことから、資源は低迷していると考えており、河川に遡上する親魚の確保が厳しい状況ではないかと考えますが、昨年の捕獲状況について伺いたいと思います。

また、全道的にアキサケの密漁が発生しており、私の地元のオホーツク管内では、先月、親魚の捕獲用の網が切断されたり、腹を割かれたサケが大量に発見されるなど、今年の親魚の確保への影響も懸念される事案も発生しておりますが、こうした事案への対応と、今年の親魚確保の見通しについても、併せて伺います。

○松村サケマス・内水面担当課長 親魚の確保状況についてであります。昨年は、全道の64河川での捕獲計画126万尾に対し、194万尾の捕獲実績となり、154%の達成率となったところであります。

海域別では、オホーツク海が、計画数34万尾に対し96万尾、日本海は、20万尾に対し52万尾、根室が、26万尾に対し18万尾、えりも以西が、22万尾に対し同数の22万尾、えりも以東が、24万尾に対し6万尾となっており、根室やえりも以東海域では、計画を下回る実績となったところであります。

また、今年の全道の状況は、10月20日現在、捕獲計画122万尾に対して229万尾と、188%の達成率であり、全ての海域で順調な捕獲状況となっております。オホーツク管内をはじめ、全道において、河川での密漁被害が複数発生しており、道では、増殖事業団体や取締り機関と連携しながら、パトロールや取締りを強化するなど、密漁対策に取り組んでいるところであります。

○佐藤伸弥委員 密漁対策をしっかりと積極的に行っていただきたいということを求めています。

今、昨年の親魚の確保状況について伺いましたけれども、河川での親魚の確保が計画どおりできない場合は、ふ化放流事業に必要な種卵が不足することとなり、サケ稚魚の放流数を確保できないこととなりますが、道は、種卵の確保について、これまでどのような対応を行ってきたのか、伺います。

○松村サケマス・内水面担当課長 種卵の確保についてであります。道では、さけます・内水面水産試験場が、毎年、漁期前に公表するアキサケの推定遡上数の予測に基づきまして、地区内での種卵の不足が見込まれる場合は、各地区の増殖事業団体や定置漁業者などに対して、種卵確保を図るための措置を検討するよう要請しており、これを受けて、漁業者が自主的に操業の開始日を遅らせたり、定置網の一部を撤去するなど、親魚の河川遡上を促す取組を行っているところでございます。

このような取組を実施しても、さらに種卵の不足が見込まれる場合には、道、試験研究機関及び北海道さけ・ます増殖事業協会などの関係機関が協議し、種卵が充足している地区から不足している地区へ、必要数の種卵を移植し、その確保に努めてきたところであります。

○佐藤伸弥委員 網走市から斜里町までのオホーツク東部地区では、サケなどの人工ふ化放流事業を実施していない河川でも遡上が確認されており、アキサケの資源増大には、自然産卵する野

【第2分科会 11月8日 第3号】

生魚の利用も大切だと考えますが、道では、野生魚の活用についてどのように考えているのか、伺います。

○檜垣尚子副委員長 水産局長近藤将基君。

○近藤水産局長 野生魚の活用についてであります。近年、野生魚については、国内外の研究者から、人工ふ化放流よりも海洋環境の変化への適応力が高いとの指摘もあり、道内には、野生魚が遡上している河川も多くありますことから、道では、アキサケ資源を将来にわたり維持していくため、野生魚の有効活用も重要な課題であると考えています。

このため、道では、本道におけるサケ・マス増殖事業の基本方向を5年ごとに定める人工ふ化放流計画中期策定方針におきまして、従来からの資源づくりを基本としながら、自然産卵における資源づくりも進めることとしたところであります。

この方針を踏まえまして、増殖事業団体においては、親魚の一部を捕獲施設から上流へ再放流するなど、自然産卵を促す取組を実施しているほか、オホーツク管内では、地元自治体や漁業団体が協議体をつくり、野生魚が産卵できる河川環境の保全を図るため、魚道の清掃や産卵床の調査を実施するなど、野生魚の活用に取り組んでいるところであり、道といたしましては、今後とも、試験研究機関や増殖事業団体などと連携し、野生魚の活用やその効果の把握に取り組んでいく考えでございます。

○佐藤伸弥委員 アキサケは、本道漁業のみならず、水産加工業など地域産業を支える重要な資源であります。

今年、昨年を上回る漁獲状況となっておりますが、依然として低位にあると考えており、安定、継続した資源造成が必要であります。

道は、アキサケ資源の早期回復に向け、今後どのように取り組むのか、伺います。

○檜垣尚子副委員長 水産林務部長山口修司君。

○山口水産林務部長 アキサケ資源の回復に向けた取組についてであります。アキサケは、全道の沿岸で漁獲され、漁業はもとより、水産加工業など地域経済を支える重要な資源ですが、近年、来遊尾数は減少傾向にあり、資源の回復が喫緊の課題となっております。

このため、道では、国や道の試験研究機関などで構成する秋サケ資源対策協議会を設置し、令和元年に資源の減少要因とその対応を取りまとめ、海洋環境の変化に強い稚魚の適期の放流や、飼育環境を改善する施設整備への支援などに取り組んでいるところでございます。

また、安定したふ化放流事業を進め、漁期開始の9月から漁期終了までにわたり、バランスの取れた来遊資源づくりを行うため、漁業関係者の協力と増殖事業団体の広域的な連携により、計画的な親魚や種卵の確保に努めますとともに、環境変化への適応力が高いとされております野生魚の活用について検討を進めるなど、引き続き、漁業者の皆様をはじめ、関係機関と一体となりまして、アキサケ資源の早期回復と安定化に取り組んでまいります。

以上でございます。

○佐藤伸弥委員 部長から答弁をいただきました。

ここまで、アキサケの資源対策について伺ってきたところでありますが、今年は、全道で昨年を上回る漁獲状況でありまして、引き続き、資源回復の取組を進める必要があるところであります。

しかし、その推進に当たり影響を及ぼしかねない、網走市内のホテルの重油流出事故について、数点伺います。

網走呼人地区油流出事故に係る連絡会議が設置され、水産林務部から水産基盤整備担当局長が副座長に就きましたが、ホテル側からの説明及び専門家からの意見など、どのようなやり取りがあったのか、伺います。

○**檜垣尚子副委員長** 水産基盤整備担当局長杉西紀元君。

○**杉西水産基盤整備担当局長** 連絡会議についてであります。道では、ホテルから流出した油の現状把握及び必要な対策等が科学的根拠に基づき適切に実施されるよう、関係機関相互の情報共有及び専門的知見を有する者による技術的助言を行う場として連絡会議を設置し、第1回目の会合を10月28日に網走市で開催いたしました。

当会議では、流出した油が地下水面まで到達する可能性を視野に入れ、ホテルを囲む3地点で、地下水の状況を把握するボーリング調査やモニタリングを行い、汚染が確認された場合には、地下水をくみ出し、重油を除去する方針がホテル側から示されたところでございます。

また、専門家からは、ボーリング調査を行う3地点選定の考え方や、調査について、遅くとも雪解け前の2月までに行う必要があることなどについて技術的助言があったところでございます。

○**佐藤伸弥委員** 連絡会議の内容について話がされたわけでありましてけれども、まさに水産基盤整備担当局長がその会に出席をされていたと思います。

道として、第1回の会議、この状況をどう受け止めているのか、伺いたいと思います。

○**杉西水産基盤整備担当局長** 道の受け止めについてであります。油流出のあったホテルの近隣には、サケ・マス定置網漁業を支えるふ化場や、シジミやワカサギなどの水揚げにより漁業者が生活の場としている網走湖、サケ・マス増殖事業に利用されている網走川が位置しており、地元の漁業者は、油がこれらの水域へ流出した場合の漁業や周辺環境への影響を強く懸念しており、道といたしましては、その払拭に向け、速やかな対応が必要と考えております。

このたびの連絡会議では、ホテル側から、地下水のモニタリングなど、今後の新たな対応方針が示され、専門家から技術的助言がなされるなど、油流出事故への対応が一步進んだものと認識しており、引き続き、漁業関係者などの御意見も伺いながら、適切な対策が講じられるよう取り組んでいくことが重要であると考えているところでございます。

○**佐藤伸弥委員** ただいま、水産基盤整備担当局長から、専門家からの技術的助言がなされるなど、油流出事故への対応が一步進んだものと認識をしているという話がありました。

先ほど答弁いただきましたように、ホテルを囲む3地点で地下水の状況を把握するボーリング調査やモニタリングを行って、漏れ出た場合はそれを吸い上げるというような話でありました。

【第2分科会 11月8日 第3号】

このボーリングの3地点での観測、調査というのは、そもそも3月に発覚した直後に行うことだと私は思います。流出から8か月たった今行うことなのかということは、非常に疑問に思っております。

漁協や増協など、漁業関係者には、第1回のやり取りについて、後日報告がされたと認識をしていますが、漁業関係者からはどのような意見があったのか、伺います。

○杉西水産基盤整備担当局長 漁業関係者からの意見についてであります。本連絡会議の開催結果について、10月31日に、地元対策協議会を代表して参画している網走市から、網走漁協や西網走漁協、北見管内さけ・ます増殖事業協会へ概要の説明が行われたところでございます。

この中で、漁業関係者からは、ボーリング調査地点を選定した根拠のほか、油の現状把握や除去方法の検討が必要などといった意見があり、また、技術面で不明な点もありますことから、改めて道及び専門家からの説明を求める意見があったものと承知をしているところでございます。

このため、道では、本日、再度開催された網走市の説明会に、道の担当者と専門家を出席させ、説明をしたところでございます。

○佐藤伸弥委員 10月31日に、網走市から漁協や漁業関係者の皆さんに説明があったけれども、その説明では、やっぱり、漁業者の意見も反映されないし、その科学的知見の話がどう行われたのかとか、専門家の意見がどういうふうのホテル側に伝わったのかなど、漁業者にとっては、その中のことというのは分からないのですよね。

今日、再度開催された説明会ということで、今日開催されたわけでありますから、それを把握しているかどうかは分かりませんが、現状、漁業者等の関係者からどのような意見が出たのか、もし分かるのであれば教えてください。

○杉西水産基盤整備担当局長 現地説明会の状況などについてであります。本日、網走市で開催された説明会は、午前9時から始まり11時頃に終了しましたが、この中で、油の状況の把握と除去についての検討、3点のボーリングだけで十分であったのか、ホテル側から提示された内容は最良な方法と言えるのかなどといったやり取りが、漁業関係者と専門家などとの間で交わされたものと聞いておりますが、その詳細につきましては、現在、把握に努めているところでございます。

○佐藤伸弥委員 詳細については、まだ把握をしていないということだと思います。ただ、漁業者からは様々な意見が出されたということは認識をしているのだと思います。

多分、相当厳しい意見も出たのだというふうに思いますが、漁業者の思いというのは、まさに流出した油の部分の土砂の全量撤去であります。建物を撤去しての除去をしない場合、その水域に流れ出ないような対策をしっかりとやるというものがなければ、これは、土砂の全量撤去しかないわけであります。

水産林務部として、漁業者の声にどう応え、どう取り組んでいくのか、伺います。

○山口水産林務部長 今後の取組についてであります。網走市内のホテルにおいて、約8000リットルもの重油が漏えいした事故があったことは大変遺憾であり、これまで、漁業関係者の方々

から、万が一、油が公共用水域に流出した場合、近隣のサケ・マスふ化場や網走湖、網走川における漁業被害はもとより、道内や本州方面の漁業団体に対し、ワカサギやサケの種卵の供給が困難になることなど、様々な影響につきまして、強い懸念の声を伺ってきたところでございます。

このため、道では、振興局と本庁関係部局に加え、ホテル側や専門家、網走市による連絡会議を設置し、情報の共有と必要な対策への技術的助言などを行ったところであり、今後とも、関係者が緊密に連携をしながら、詳細な調査と適切な対策が速やかに実施され、漁業関係者をはじめ、地元の方々の懸念や不安が一日も早く払拭されるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○佐藤伸弥委員 部長から答弁いただきましたけれども、万が一というのは、あってはならないわけでありまして。万が一のときは、ワカサギ、サケなどに影響が出るなど、漁業被害は甚大なものになるわけでありまして。まさに、漁業者にとっては、油が一滴たりともこの水域に流出してはならないというふうに思っておりますし、もし流出した場合は、漁業者にとっては死活問題であります。漁業者が何かをしたわけではなくて、そのホテルの設備の不備によって漏れ出た油のことで、漁業者は、本当に毎日のように対応に追われているわけでありまして。

ぜひ、一日も早い解決に向け、これを担当しているのは環境生活部でありますから、水産林務部としてどうするかというのは、その副座長に入っている水産基盤整備担当局長もしっかりと考えていただいて、漁業関係者と連携して取組を進めていただきたいと思っておりますし、この問題は知事にも直接伺いたいと思っておりますので、委員長のお取り計らいをお願い申し上げたいと思っております。

次に、森林吸収源対策について伺います。

地球温暖化対策を進める上で、本道の豊かな森林資源に対する期待が高まっており、こうした期待に応え、森林による二酸化炭素の吸収量を確保していくためには、間伐や植林などの森林整備を着実に進めていく必要があります。

国では、森林整備を推進し、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図ることを目的に、令和元年度から、市町村及び都道府県に森林環境譲与税を譲与しております。

こうした中、道と市町村が連携して地球温暖化に取り組むことが大変重要と考えますので、以下、伺ってまいります。

森林による吸収量を確保するためには、間伐や植林などの森林の整備を積極的に進めていくことが重要であります。

道では、公共事業を活用して森林所有者の森林整備を支援していますが、これまでの実績について伺います。

○檜垣尚子副委員長 森林整備課長渡邊訓男君。

○渡邊森林整備課長 森林整備の実績についてであります。公共事業により森林所有者や市町村が実施した森林整備の令和元年度から令和3年度までの実績は、植林は、令和元年度が7579ヘクタール、令和2年度が7423ヘクタール、令和3年度が7020ヘクタール、間伐は、令和元年度が1万7134ヘクタール、令和2年度が1万4543ヘクタール、令和3年度が1万6693ヘクタールとな

っております。

道では、森林経営計画に基づき実施する伐採後の着実な植林に公共事業を活用して支援してきた結果、伐採面積に対する植林面積の割合は約8割と、全国の3割と比較して高い水準を維持するなど、森林の若返りが進んでいるほか、間伐につきましても、計画に基づき適切に実施されているところであります。

以上であります。

○佐藤伸弥委員 この森林整備をさらに進めていくためには、市町村の譲与税を有効に活用する必要があります。しかし、譲与税の活用があまり進んでいない市町村もあり、道が積極的に支援することが重要であります。

道は、令和3年度に森林整備等支援事業費を計上し、譲与税を活用した市町村の取組を支援しておりますが、森林整備の推進に向け、道はどのような取組を行っているのか、伺います。

○檜垣尚子副委員長 森林計画課長山口博央君。

○山口森林計画課長 市町村への支援についてであります。道では、譲与税を活用し、市町村職員を対象として、森林整備を推進するために必要な森林計画制度に関する知識や、路網整備に関する技術などを習得する研修会を道内各地域で開催するとともに、森林の位置や面積といったデジタルデータを市町村と共有し、森林整備を円滑に進めるため、森林GISや事業の設計積算を行うシステムの提供などを行ってきたところでございます。

また、本年5月末までに全ての振興局に設置した地域協議会において、市町村が冬期間の間伐等の森林整備と林道の除雪を併せて支援する取組や、役場の庁舎など、公共施設の木造化、木質化といった道内外の優良事例について情報を提供するとともに、譲与税の活用が進んでいない市町村に対しましては、振興局の職員が個別に訪問し、森林整備の企画から実施までのサポートを行うなど、地域の実情を踏まえたきめ細かな支援を行っているところでございます。

以上でございます。

○佐藤伸弥委員 間伐等の森林整備を増やすためには、地域の森林整備を担う人材の育成確保が必要であります。

道は、北森カレッジを運営して人材育成を進めておりますが、どのような取組を行っているのか、伺います。

○檜垣尚子副委員長 林業振興担当課長山崎康裕君。

○山崎林業振興担当課長 北森カレッジにおける人材の育成についてであります。北森カレッジでは、道内外から幅広い入学生を確保するため、多様な森林をフィールドとした実習や、シミュレーターによる高性能林業機械の操作技術の習得、さらには、チェーンソーの操作などの資格の取得といった特色ある教育プログラムなど、北森カレッジの魅力につきましても、SNSなど多様なツールを活用し、効果的に発信するほか、オープンキャンパスや道内外の高校などへの個別訪問、首都圏でのPR活動などを実施しているところでございます。

また、在校生に対し、経験豊かな外部講師による実践的な実習や、現場での作業を体験し、即

戦力としての技術を身につけるインターンシップ、さらには、ドローンやICT等の最新技術の習得に向けた講義などを行うとともに、生徒の円滑な就職を促進するため、相談窓口を設置し、求人情報の提供や就業条件などの個別相談を行うほか、林業・木材産業関連企業が参加する合同企業説明会の開催等により、就職先の確保とマッチングを進めるなど、将来にわたり、本道の森林づくりを担う人材の育成や確保に取り組んでいるところです。

以上でございます。

○佐藤伸弥委員 森林が吸収した二酸化炭素を長期間固定するためには、道産木材を建築材などとして利用することが重要であります。

市町村に譲与された譲与税の活用などにより、公共施設での木材利用を進めていくことが効果的と考えますが、道ではどのような取組を行っているのか、伺います。

○檜垣尚子副委員長 林業木材課長立原泰直君。

○立原林業木材課長 市町村による木材利用の促進についてであります。市町村が森林環境譲与税を有効に活用し、公共施設の木造化、木質化や、地域の木材製品の需要拡大など、道産木材の利用を進めていくためには、事業の企画から実行までの取組が円滑に行われるよう、市町村の取組をきめ細かに支援していくことが必要であります。

このため、道では、道庁本庁舎1階ロビーにおいて、道産木材の色合いや質感を生かした木質化を進めるとともに、道産CLTなどを活用した高層ハイブリッド建築などの先進技術や、デザイン性の高い内装など、「HOKKAIDO WOOD BUILDING」として登録している施設の魅力をSNS等により広く発信し、市町村施設への波及を図るほか、市町村が木造建築物の計画や設計を行うことができるよう、職員向け相談窓口の設置や、建築基準法などで規定されている内装の耐火基準や木材の調達方法などを学ぶ研修会の開催に取り組んでいるところであります。

○佐藤伸弥委員 最後に、今後の取組について伺いたいと思います。

国の事業や森林環境譲与税を有効に活用しながら、道と市町村が連携して森林吸収源対策を進めていく必要があると考えますが、道の今後の取組について、林務局長に伺います。

○檜垣尚子副委員長 林務局長野村博明君。

○野村林務局長 今後の取組についてであります。本道の豊かな森林を有効に活用し、森林吸収源対策を推進するためには、道と市町村が連携して、計画的な伐採と着実な植林による活力ある森林づくりや、道産木材の利用促進に取り組むことが重要と考えております。

このため、道では、引き続き、植林本数の低減や機械化による作業の低コスト化、二酸化炭素の吸収能力が高いクリーンラーチ苗木の増産を図ることに加え、手入れが行き届いていない森林の場所や面積などの情報について市町村と共有し、森林整備を推進するとともに、北森カレッジにおいて、森林づくりを担う人材の育成確保に取り組むほか、道産木材の利用促進に向けて、「HOKKAIDO WOOD」のブランド力を活用し、公共施設などにおける先進事例の発信力の強化に取り組む考えであります。

また、森林環境譲与税のさらなる活用に向け、事業の実施体制が十分ではない市町村に対し、振興局職員によるきめ細かなサポートを行うほか、国の財政措置がある地域林政アドバイザー制度の活用を促すなど、市町村との連携の下で、ゼロカーボン北海道の実現に貢献する森林づくりを進めてまいります。

○佐藤伸弥委員 林務局長から答弁いただきましたけれども、今、市町村の庁舎の建て替えというのが非常に増えております。そうした中、木材を利用して庁舎を建てている自治体も多く見受けられ、私も、そこを調査、視察などを行っております。一方、民間においても、企業の事務所を木造で建てたり、あるいは、CLTをふんだんに活用したりなど、そういった実績があるところも、私も何件か視察をさせていただいたところであります。

市町村に木材を利用してくださいということを言っている道でありますから、道庁の本庁舎も、あのまま、もしかしたら歴史的な建物として残すかもしれませんけれども、いずれ、建て替えの時期が来るのかもしれません。

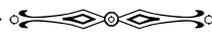
その際には、オール木造で、CLTを使って、高層にするようなことも、ぜひ検討をしていただきたいなということを強く求めまして、私の質問とさせていただきます。

ありがとうございました。

○檜垣尚子副委員長 佐藤(伸)委員の質疑は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

議事進行の都合により、このまま暫時休憩いたします。

午後4時7分休憩



午後4時9分開議

○檜垣尚子副委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

水産林務部所管に関わる質疑の続行であります。

阿知良寛美君。

○阿知良寛美委員 初めに、赤潮の発生について伺います。

昨年、太平洋沿岸に甚大な漁業被害をもたらした赤潮の発生から1年が経過したところでありますが、この間、漁業者の方々の再度の赤潮発生に対する不安は、想像に難くないものがあります。

最近では、大きな漁業被害は聞こえていないものの、函館湾周辺でも数回の赤潮発生の報道があったところであります。

道では、道総研水産試験場などと連携し、赤潮のモニタリングや赤潮発生の原因究明などにつきまして、試験研究を行っているものと承知しております。

そこで、以下、伺ってまいります。

まず、今年に入り、春頃から、函館湾の周辺海域において赤潮の発生があったものと伺っておりますが、赤潮の発生状況と漁業被害はなかったのかについてお伺いいたします。

○檜垣尚子副委員長 水産振興課長佐々木剛君。

○佐々木水産振興課長 函館周辺海域における赤潮の発生についてであります。当海域では、本年6月27日に函館港で、植物プランクトンの一種であるヘテロシグマ・アカシオを原因とする赤潮の発生が確認され、また、7月には、本種に加え、フィブロカプサ・ジャポニカやリゾソレニア属による赤潮が北斗漁港など数か所で散発的に発生し、さらに、9月には、函館市、北斗市、木古内町及び知内町の沿岸で、有害性の高いカレニア・ミキモトイによる赤潮が発生したところであります。

発生が確認された赤潮は、いずれも局地的な範囲にとどまり、現在は消滅しており、これまで漁業被害は報告されていないところであります。

○阿知良寛美委員 6月、7月、9月と赤潮が発生したけれども、漁業被害は発生していないという答弁でございました。この海域では、過去にも赤潮が見られており、漁業被害も発生しているものと伺っております。

今後とも、継続的な赤潮発生が懸念されますことから、道としてどのように対応していくのか、お伺いをいたします。

○佐々木水産振興課長 函館周辺海域における赤潮への対応についてであります。平成27年に函館湾で有害性の高いカレニア・ミキモトイを優占種とする赤潮が東北以北で初めて確認され、定置網漁業のサケや港内で蓄養していたイカ、アワビなどがへい死するなど、漁業被害が発生したところであります。

このため、道では、本種による赤潮が度々発生している西日本における対策事例の情報を収集するとともに、道総研水産試験場が行った試験研究により得られた成果を基に、監視方法や注意喚起の基準などを示した「函館湾におけるカレニア・ミキモトイに係る監視の手引き」を令和3年に道総研と共同で策定し、この手引に基づき、当海域の監視を行い、発生が確認された場合は、市町村や漁協などに対して迅速に情報提供するとともに、定置網漁業での小まめな水揚げの励行や港内での蓄養の自粛を呼びかけるなど、注意喚起を行っているところであり、引き続き、漁業被害の未然防止に向けて取り組んでまいります。

○阿知良寛美委員 次に、原因プランクトンの監視についてであります。

昨年、太平洋沿岸で発生した赤潮は、過去に例を見ないほど広範囲に発生し、ウニなどの水産資源に大きな被害をもたらしました。

道では、昨年の第4回定例会において、太平洋海域漁業被害対策関連の補正予算を追加提案し、広域モニタリング体制構築事業費として7894万3000円を措置したところであり、現在、漁業被害の軽減のため、原因プランクトンの監視を行っているものと伺っておりますが、どのように監視を行っており、これまでの監視結果はどうなっているのか、お伺いをいたします。

○佐々木水産振興課長 太平洋海域における原因プランクトンの監視などについてであります。昨年、我が国初となるカレニア・セリフォルミスを原因プランクトンとする赤潮により、甚大な漁業被害が発生したことから、道では、国の漁場環境改善緊急対策事業を活用し、本年2月

【第2分科会 11月8日 第3号】

から、全道を16海域に区分し、月1回、沿岸域の海水に含まれる赤潮原因プランクトンの種類や濃度を分析する広域的なモニタリングを行うとともに、大きな被害が発生した日高から根室の太平洋海域においては、原因プランクトンが発生しやすい7月から12月の間は、週1回に頻度を増やして対応し、これら監視結果については、現地関係者へ迅速に情報提供するとともに、道のホームページでも公表しているところであります。

これまでのところ、カレニア・セリフォルミスは確認されておりませんが、7月から9月にかけて、日高から根室管内の5海域において、低濃度のカレニア・ミキモトイが確認されたため、漁業関係者などに注意喚起を行いました。漁業被害の発生は確認されておりません。

○阿知良寛美委員 今年に入って、太平洋沿岸では、昨年の赤潮原因プランクトンでありますカレニア・セリフォルミスは検出されていないとのことですが、漁業者の不安を解消するためにも、原因プランクトンの監視を今後とも続けていく必要があるものと考えます。

また、赤潮が発生した場合の対策を検討するためにも、赤潮発生の原因究明などが急がれるところでもあります。

これまでの調査研究の成果について伺うとともに、道として、今後どのように調査研究を進め、赤潮被害対策に役立てていくのか、お伺いをいたします。

○檜垣尚子副委員長 水産基盤整備担当局長杉西紀元君。

○杉西水産基盤整備担当局長 今後の調査研究等についてであります。道では、昨年、太平洋沿岸で発生した赤潮の発生要因の解明や漁業被害の軽減を目的に、道総研や国の水産研究教育機構などと共同で調査研究を進めてきております。

これまでに得られた成果といたしましては、昨年夏に海水温が異常に上昇する海洋熱波がかつてない規模で発生し、この海洋熱波が終息する際に、海水が激しくかき混ぜられたことで、下層から表層に栄養塩が大量に供給されたため、赤潮が広範囲に発生をし、長期間にわたり持続したこと、植物プランクトンに含まれるクロロフィルaの濃度を示す衛星画像と赤潮の分布域が一致をし、赤潮の発生予測に役立つ可能性が示唆されたこと、また、発生当時の水温帯で原因プランクトンが活発に増殖すること、魚類や貝類、ウニに対する有害性が確認され、特にカレニア・セリフォルミスは非常に有害性が高いことなどが判明したところでございます。

道といたしましては、引き続き、調査研究に取り組み、来年3月を目途に、赤潮の発生を予測する技術開発や漁業被害軽減に向けた対応策を検討するなど、漁業者の皆様が安心して漁業を営むことができるよう努めてまいります。

○阿知良寛美委員 来年3月を目途に、赤潮発生を予測する技術開発や漁業被害軽減に向けた対応策を検討するというところでございました。

道総研も含めていろいろ研究をされているようでありますけれども、今年の5月25日、北海道大学大学院水産科学研究院の山口篤准教授らの研究グループが発表を行いました。どんな発表をしたかという、赤潮の発生等についての調査研究ということでありました。

北海道の太平洋沿岸では、これまで、1972年、1983年、1985年、1986年の秋に赤潮の発生が報

告されておりますが、各年で共通する赤潮の発生要因として、例年より1度Cから3度C高い水温躍層が確認をされているということです。そして、セリフォルミスが低密度なうちに防除対策を施すことが重要だと。セリフォルミスは、鞭毛というものがあって、下に自分で動けるのだそうです。だから、栄養塩の多いところに潜って移動してということなのでしょうけれども、そういったことも研究されております。せっかく育てたものがゼロになってしまうわけですから、漁業者は本当に不安に思っていると思いますので、そういう意味では、しっかりとした対策を取っていただければと思います。

続きまして、北森カレッジについてであります。

本道においては、全国平均を上回るスピードで人口減少が進んでおり、地域の林業事業体では、人材の確保に苦労しているものと考えております。

こうした中、現場での作業に必要な資格を有し、高性能林業機械を操作できるなど、林業の即戦力となる人材を育成する北森カレッジへの期待は、非常に大きいものと考えますので、以下、伺ってまいります。

まず、直近の道内の林業従事者と新規就業者の状況についてお伺いをいたします。

○**檜垣尚子副委員長** 林業振興担当課長山崎康裕君。

○**山崎林業振興担当課長** 林業従事者の状況についてであります。道が2年ごとに実施しております林業労働実態調査によると、令和3年度の林業従事者は4208人で、新規就業者は183人となっております。いずれも、近年、横ばい傾向で推移しています。

また、林業従事者の年齢構成を見ると、平均年齢は50.7歳で横ばい傾向であるものの、60代以上が3割を占めており、依然として、高齢層の割合が高い状況にあることから、今後、伐採量や植林面積の増加が見込まれる中、新規就業者の確保が課題となっております。

以上でございます。

○**阿知良寛美委員** 平均年齢が50.7歳で横ばい傾向、60代以上が3割を占めるということで、高齢化が進んでいるということです。それは熟練をしているということだろうというふうには思いますが、そういう状況だということです。

そこで、令和2年度に開校した北森カレッジにおいては、今年の3月に初めての卒業生を送り出したところであり、新規就業者の確保に向けて、北森カレッジの果たす役割は大きいものと考えます。

北森カレッジの定数、1期生の入学者数、性別、道内外別人数及び卒業者数、卒業者の主な就職先についてお伺いいたします。

○**山崎林業振興担当課長** 北森カレッジの卒業生の状況についてであります。本道の林業・木材産業の即戦力となり、将来、企業等の中核を担う人材の育成を目的として、令和2年4月に開校した北森カレッジでは、学年定員40名に対し、第1期生は、男性32名、女性2名、出身地別では、道内26名、道外8名の34名が入学し、本年3月に32名が卒業したところです。

主な就職先につきましては、森林組合が11名のほか、素材生産や造林などの林業事業体が14

名、木材加工を行う企業が3名となっております。

以上でございます。

○阿知良寛美委員 学年定数40名に対して34名、そして、32名が卒業ということで、ちょっと周知期間がなかったか、まだまだ知られていなかったというところだろうというふうに思います。

北森カレッジの運営には、北の森づくり専門学院管理費1億2440万8000円が措置されており、林業・木材産業の即戦力となる人材の育成に向けたカリキュラムに沿って、講義や実習が実施されております。

即戦力となる人材を育成するためには、企業と連携し、実践的な教育を行う必要があると考えますが、道の取組について伺います。

○山崎林業振興担当課長 企業と連携した教育についてであります。北森カレッジでは、生徒が専門的な知識や実践的な技術を習得できるよう、伐採や植林など、森林作業の豊富な経験を有する企業の職員に講師を依頼するとともに、道内7地域に設置された、林業・木材産業関係企業や市町村等が参画する協議会と連携し、就職に向けた現場での実践力を養うインターンシップなどを実施しているところです。

また、現場のニーズに応じて、教育内容の充実を図るため、教育研究機関や林業・木材産業関係企業等の方々からの御意見を踏まえてカリキュラムの検討を行い、今年度から、高性能林業機械やチェーンソーによる伐採などの技術の向上に取り組む選択科目を新設したほか、インターンシップの回数を増やすなど、企業と連携しながら、本道の森林づくりを担う人材の育成に取り組んでいるところです。

以上でございます。

○阿知良寛美委員 学院生は、家業が林業の方ばかりでもなくて、北海道に憧れてこの学校を目指してきた方もいらっしゃると思います。その意味では、自分の感覚と実際に現場に行ってしまう仕事をするかという、この差をどう埋めていくかということは大事だと思いますので、このインターンシップというのは、相当大事だというふうに思います。この間お伺いしたときには、学校の生徒さんが、楽しみにしています、何回も行ってみたいですなことを言っていました。そういう意味では、この試みは非常に大事だろうというふうに思います。

北森カレッジは、林業の先進国でありますフィンランドのリベリア林業専門学校と覚書を締結し、交流を図りながら人材育成を進めることとしておりますが、覚書に基づくリベリア林業専門学校と連携した取組についてお伺いをいたします。

○山崎林業振興担当課長 フィンランドの教育機関との連携についてであります。北森カレッジでは、林業の世界的な先進地であり、気候や地形など、本道との共通点が多いフィンランドのリベリア林業専門学校との覚書に基づき、オンラインを活用した会議を定期的で開催し、高性能林業機械のシミュレーターの操作技術を評価する手法の検討や、教員の指導力の向上などに取り組んでいるところです。

また、本年5月には、「北海道フィンランドウィーク」に参加した同校の講師が北森カレッジ

で講義を行うとともに、両校の生徒がオンラインでシミュレーターによる競技大会を実施したところであり、引き続き、同校の助言や協力をいただきながら、教育内容の一層の充実に取り組んでまいります。

以上でございます。

○阿知良寛美委員 このリベリア林業専門学校は、学生数が220人を超えるというところで、教員も30人を超えるというところですから、かなり大規模なところでもあります。その意味では、この導入されているシミュレーターを利用しながらやっているようでもありますけれども、今後、フィンランドとの差というか、日本とは違うわけですから、この辺を考慮した、日本に合った教育のカリキュラムが大事かなというふうには思います。

道では、緑の青年就業準備給付金事業費1億1530万2000円を措置し、生徒に給付金を支給しているものと承知しております。

生徒が負担する学習に必要な費用の内訳について伺うとともに、生徒の修学支援にどのように取り組んできたのか、伺います。

○山崎林業振興担当課長 生徒への修学支援についてであります。北森カレッジにおいて生徒が負担する費用は、2年間の授業料約33万円に加え、安全に実習を行うために不可欠なヘルメットや防護服などの被服類、書籍などの教材、資格の取得費用など、約60万円のほか、インターンシップ等に伴う旅費などとなっています。

このため、道では、国の緑の青年就業準備給付金事業を活用して支援を行うとともに、関係団体等で構成する支援協議会からの給付金により、遠方でのインターンシップに伴う交通費や宿泊費などの負担の軽減に取り組んでいるところであり、引き続き、北森カレッジの生徒が安心して修学に専念できるよう、支援を行ってまいります。

以上でございます。

○阿知良寛美委員 最後に、今後の取組についてであります。

地域の林業事業体における人材の確保は、喫緊の課題であるものと考えます。

北森カレッジにおいて、林業事業体のニーズに合った人材を育成するため、今後どのように取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

○檜垣尚子副委員長 水産林務部長山口修司君。

○山口水産林務部長 今後の取組についてであります。北森カレッジにおいて、地域の森林づくりを担う人材を着実に育成するためには、道内外から幅広く入学生を確保し、林業事業体や関係団体、市町村等と緊密に連携しながら、教育内容の充実や、全道各地での実践的な実習等に取り組んでいくことが必要と考えております。

このため、道では、全道各地の多様な森林をフィールドとした実習や、シミュレーターによる高性能林業機械の操作技術の習得、さらには、北海道発祥の、豊かな心を育む木育など、北森カレッジの特色あるカリキュラムの魅力をSNSやオープンキャンパスにより効果的に発信するなど、入学生の確保に努めてまいります。

【第2分科会 11月8日 第3号】

また、道内7地域で設置されました協議会と連携し、実践力を養うインターンシップなどに取り組むほか、企業等の御意見やフィンランドのリベリア林業専門学校の協力を得ながら、現場のニーズに応じて教育内容の充実を図るとともに、国の給付金制度や支援協議会の給付金を活用し、生徒が修学に専念できるよう支援を行うなど、本道の林業・木材産業の即戦力となり、将来、企業等の中核を担う人材の育成に取り組んでまいります。

以上でございます。

○阿知良寛美委員 まず、初年度が、定員40名に対して34名ということですから、目指すは、定員40名のところに50名、60名と受験していただける、そういったことも絶対大事だろうなというふうに思います。その意味では、選抜されてということなのだろうと思うので、そういう試みもしていただきたいと思います。

それから、フィンランドのシミュレーターを見ました。操作もしてみました。大変楽しみながら——楽しみと言ったら怒られちゃいますけれども、本当に実物みたいな感じで、細かく操作できるということなのです。多分、フィンランドとは、形状といいますか、林業のやる場所、作業する場所が、多少違うのだろうと思うので、その意味では、現場に合った、北海道に合ったそういうプログラミングということも、今後やっていただければなというふうに感じました。

そして、最後は、卒業して、優秀な人材、即戦力となる人材を育てているわけでありましてけれども、受け入れる業界団体、ここの処遇をとにかく高めていっていただけることが何よりも大事なかなと。そういう意味では、そういった産業を育てるとするのは、一つは北海道が担うべきことだろうというふうに思いますので、ぜひ、そういった観点で進めていただければなと、このよう

をお願いを申し上げまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○檜垣尚子副委員長 阿知良委員の質疑は終了いたしました。

菊地葉子君。

○菊地葉子委員 初めに、公益的機能の発揮に配慮した森林づくりについて伺います。

2021年の道民意識調査において、本道の森林に期待する役割については、温暖化防止が61%、災害防止が60%、水源涵養が46%となっています。

森林・林業基本法第2条で規定する森林の有する多面的機能、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の発揮が図られるよう、北海道森林づくり基本計画においては、重点的な取組として、ゼロカーボン北海道の実現に向けた活力ある森林づくりを進めることとしています。

今後、道産木材の需要拡大による伐採量の増加や、再生可能エネルギーによる発電の拡大が見込まれる中、公益的機能の発揮に配慮しながら、森林づくりを進めることが重要と考え、何点か伺います。

土砂災害の防止や二酸化炭素の吸収などの公益的機能を発揮させるため、道は、森林の整備に取り組んでいますが、直近の実績について伺います。

○檜垣尚子副委員長 森林整備課長渡邊訓男君。

○渡邊森林整備課長 森林整備の実績についてであります。道が毎年度取りまとめている林業統計では、道内の森林における令和2年度の植林面積は8392ヘクタール、間伐面積は3万5376ヘクタールとなっております。

道では、国土の保全や水源の涵養、二酸化炭素の吸収といった公益的機能を高度に発揮させる森林づくりを進めるため、公共事業などを活用し、森林所有者や市町村が実施する植林や間伐などに支援するとともに、道有林においても、計画的な森林整備に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○菊地葉子委員 森林の公益的機能を発揮させるためには、豊かな森林資源を維持する必要があると考えますが、本道にはどれくらいの森林面積があるのか、伺うとともに、蓄積の推移についても併せて伺います。

○檜垣尚子副委員長 森林計画課長山口博央君。

○山口森林計画課長 本道の森林資源についてであります。道の林業統計によりますと、令和2年度の本道の森林面積は553万ヘクタールであり、全国の森林面積の22%となっております。森林蓄積につきましては、平成22年度は7億3300万立方メートルであったのに対し、5年後の平成27年度は7億8500万立方メートルで7%増加、10年後の令和2年度は8億3700万立方メートルで14%増加しているところであります。

以上でございます。

○菊地葉子委員 地形や自然環境に配慮した林道や作業道の整備は、どのような計画に基づいて実施されているのか、伺うとともに、昨年度の実績について伺います。

○檜垣尚子副委員長 路網整備担当課長佐々木匠君。

○佐々木路網整備担当課長 路網整備についてであります。木材の効率的な搬出や、植林、間伐などの森林整備を行うために必要な林道や森林作業道などの路網については、野生動植物の生息・生育状況や、地形、地質などの自然環境に十分配慮しながら、計画的に整備をすることが重要と考えております。

このため、道や市町村等では、幹線となる林道については、森林計画ごとに道が策定する地域森林計画、森林作業道については、森林所有者等が策定する森林経営計画に基づき整備を進めており、施工に当たっては、国や道の技術基準を踏まえ、地形に沿った路線とすることで、切土や盛土の土工量を極力抑え、樹木を伐採する範囲を最小限とするとともに、希少野生動植物の生息・生育地を避けるなど、自然環境の保全に配慮しながら、令和3年度については約140キロメートルの路網整備を行ったところであります。

以上でございます。

○菊地葉子委員 道有林基本計画においては、森林施業への影響や公共性、公益性を勘案した上で、風力発電の場として道有林の貸付けを行うとしています。

【第2分科会 11月8日 第3号】

道有林内における風力発電について、まず、道有林内の発電計画について伺います。

○檜垣尚子副委員長 道有林課長岩崎誠君。

○岩崎道有林課長 風力発電の計画についてであります。現在、発電事業者が、上ノ国町の道有林におきまして、7基の風力発電施設の建設を計画しており、令和5年12月からの稼働を予定しているところであります。

また、函館市、松前町、えりも町、増毛町の4市町における道有林を含む地域におきまして、風力発電施設の設置が計画されており、環境影響評価法に基づき、発電事業者による環境アセスメントが実施されているところであります。

以上でございます。

○菊地葉子委員 風力発電の建設に伴う樹木の伐採や、機材運搬のための車道整備等による森林機能の損失、生物多様性保全への影響を懸念する声が地域にあります。

風力発電施設が建設されることによる道有林の機能損失への影響について、どのように認識しているのか、伺います。

○檜垣尚子副委員長 治山課長土岐倫功君。

○土岐治山課長 施設建設の影響についてであります。道有林は、森林の公益的機能の高度発揮が期待されており、9割以上が、水源涵養や土砂流出防止などの役割を担う保安林に指定されていることから、一定規模以上の事業計画については、北海道環境政策推進会議環境影響評価部会からの意見照会に対し、保安林を極力避けるように意見を申し上げているところです。

道有林内の保安林以外に適地が見当たらないなどの理由により、発電事業者から保安林内作業許可申請があった場合は、森林法に基づく許可基準に照らして、作業区域の面積や、切土、盛土の高さなどを審査し、保安林機能に影響を与えないことを確認した上で許可しているところです。

以上です。

○菊地葉子委員 道有林内に設置を認める基準についてもお伺いいたします。

○岩崎道有林課長 設置を認める基準についてであります。道では、道民共通の財産である道有林野を活用し、地域産業の振興に寄与するため、地域の要請を踏まえ、森林施業への影響や、公共性、公益性を勘案した上で、再生可能エネルギーである地熱や風力発電などに使用する土地の貸付けを行っているところであります。

風力発電施設の設置に伴う土地の貸付けに当たりましては、現地調査や関係機関との調整を行い、風の強さや設置予定地へのアクセス道の有無などを踏まえ、道有林以外に適地が見当たらないこと、施設の設置に関して、地域で合意形成が行われ、市町村の賛同が得られていること、道が計画している植林や間伐などの施業の実施に支障を来さないこと、森林法などの各種法令による許認可等の手続が適切に行われていることなどの審査基準に照らしまして、貸付けの可否を判断しているところでございます。

以上でございます。

○菊地葉子委員 森林法に基づく基準に照らし対応することですが、道内では、国有林内での風力発電計画もめじろ押しです。

国有林内の風力発電には、道はどのように対応するのか、伺います。

○檜垣尚子副委員長 林務局長野村博明君。

○野村林務局長 国有林における風力発電施設の建設についてであります。国有林の9割以上は保安林に指定されており、発電事業者が国有林内の保安林で風力発電施設を建設する場合、国有林を管理する森林管理署の同意を得た上で、道に対し、保安林内作業許可申請を行うこととなっております。

道では、国有林内であっても、森林法に基づく許可基準に照らし、申請書や同意書を審査した上で許可しているところであり、引き続き、森林管理署と連携し、適切に対応してまいります。

○菊地葉子委員 公益的機能の発揮に配慮する立場を最大限考慮して対応していただきたいというふうに思います。

続いて、水産振興について伺います。

昨年度に発生した赤潮に対して、被害への対応として、道と国で事業を実施したところですが、昨年度に執行された額と、予算に対しての割合はどのようになっているのか、また、現時点での執行状況について伺います。

○檜垣尚子副委員長 水産振興課長佐々木剛君。

○佐々木水産振興課長 事業の執行状況についてであります。道では、太平洋海域漁業被害緊急調査事業費により、潜水や水中カメラによる調査などを実施し、太平洋海域で発生した赤潮の被害状況の把握に努めるとともに、国の北海道赤潮対策緊急支援事業を活用して、全道海域における赤潮の発生状況を把握するモニタリングや、漁業者等が行う漁場環境の回復に向けた取組などを進めてきたところであります。

昨年度の執行額は、予算額1億1272万円に対し、1億926万円、執行率97%であり、また、令和4年度繰越分の執行額は、予算額3億623万円に対し、10月末時点での概算払い等に伴う支払い額は2470万円となっており、執行率8%ではありますが、着手済み事業を含めた今後の執行見込みは、執行率約90%となるところでございます。

○菊地葉子委員 事業費がおおむね執行されていますが、ツブやタコやナマコなど、この複数年にわたり、最大で90億円程度の被害が見込まれていると欄外に記載があるだけです。

ロードマップには盛り込まれているものの、具体的な被害金額が明らかにならなければ、必要とされる支援の実施に結びつかない懸念がありますが、実態をどのように把握されてきたのか、伺います。

○檜垣尚子副委員長 水産基盤整備担当局長杉西紀元君。

○杉西水産基盤整備担当局長 被害の実態把握についてであります。道では、赤潮による道東海域の被害状況を確認するため、昨年12月から本年3月にかけて、沿岸域におけるウニなどを対象とした潜水調査に加え、深い水深に生息するツブ類の状況などを確認するため、水中カメラに

【第2分科会 11月8日 第3号】

よる調査を行ったほか、被害のあった漁協から、赤潮発生前後の魚種ごとの漁獲状況の聞き取りを行うとともに、過去の漁獲量と比較するなどをし、被害の実態把握に努めてきたところでございます。

潜水調査では、ウニについては通常の生息密度を大幅に下回る漁場が確認されましたほか、水中カメラによる調査では、へい死したツブ類が確認されたこと、また、赤潮が発生する前後では、ウニ、ツブ類やタコなどの漁獲量が大きく減少していることを確認したところでございます。

道といたしましては、被害状況の全体像を把握するため、赤潮の発生から1年を経過した本年9月までの漁獲状況を確認、精査し、年内を目途に被害状況を取りまとめていく考えでございます。

○菊地葉子委員 ウニは、漁獲が可能になるまで最低でも4年以上、ツブ貝は、7年から10年かかると言われています。

継続的な生産回復と将来の不安払拭が必要と考えますが、どのように取り組むのか、伺います。

○檜垣尚子副委員長 水産支援担当課長高橋研司君。

○高橋水産支援担当課長 漁業者への支援などについてであります。道では、これまで、国の環境・生態系保全緊急対策事業を活用し、漁業者や漁協などで構成する活動組織が行う、生き残ったウニを生育に適した場所へ移す移植放流や、漁業者による漁具を活用したツブやタコの分布状況調査などの取組に支援してまいりましたが、ウニやツブなど様々な魚種に大きな被害が及んでおり、長期間にわたる影響が懸念されております。

このため、関係の市町や漁業団体などと連携し、国に対し継続した支援を働きかけてきた結果、10月28日に決定されました国の総合経済対策に、赤潮からの水産資源の回復に向けた支援が盛り込まれたところでございます。

道といたしましては、漁業者の皆様への継続した手厚い支援が可能となりますよう、引き続き、国へ要請を行うとともに、活動組織の取組に対してきめ細やかな助言を行うなど、漁場環境と水産資源の回復に向け取り組んでまいります。

以上でございます。

○菊地葉子委員 引き続き、しっかり寄り添っていただきたいというふうに思います。

赤潮被害への対応は喫緊の課題ですが、それ以外の地域においても、北海道漁業の将来に向けて、担い手育成などを進めていく必要があると考えます。

漁業関係の担い手育成事業はどのようなものがあるのか、また、昨年度までの5年間で、その育成事業に何名が参加され、現場で活躍されているのか、伺います。

○檜垣尚子副委員長 水産経営課長藤田瑞代君。

○藤田水産経営課長 担い手の育成についてであります。道では、漁業研修所において、漁業後継者などを対象に、漁業の基礎知識や栽培漁業、水産加工実習のほか、実習船を用いた漁労技

術の習得に加えまして、小型船舶操縦士や海上特殊無線技士などの資格取得を行うための研修を行っております。

また、就業希望者が、漁業者の下で、海上での漁労技術や陸揚げ後の出荷作業、漁具の修繕や漁業経営など、漁業に関する知識と技術を習得し、独立自営などを目指す漁業現場での長期研修では、国の事業も活用し、就業希望者を受け入れ、指導を行う漁業者へ支援するなど、将来の北海道漁業を担う人材の育成確保に取り組んでいるところでございます。

また、漁業研修所では、平成29年度から令和3年度までの5年間に、漁業後継者など延べ582人が研修を修了し、船舶操縦士の資格を取得するなど、漁業に必要な知識と技術を習得し、全道各地で漁業に従事しているところでございます。

また、現場の長期研修では、UターンやIターンで北海道での漁業就業を目指す、延べ21人の研修生が、指導を行う漁業者の下で、1年間から3年間、漁労技術や知識を習得し、現在は、定置網漁業を行う漁業法人の乗組員や、独立して自ら昆布漁業に従事するなど、研修実施地域で様々な漁業に就業し、ほぼ全ての方が漁業者として現場で活躍しているところです。

以上でございます。

○菊地葉子委員 これは、大変うれしい成果ではないかなというふうに考えております。

赤潮被害を受けた地域の方々は、ロードマップが示されたとはいえ、いまだに将来に向けて不安な毎日を送られています。それと同時に、燃料や資材の高騰で苦境に立たされている漁業関係者の方々も増えてきています。

そうした方々が安心して北海道の良質な漁業環境を次世代につないでいくために、道として、ロードマップの確実な実施はもちろんのこと、担い手育成、燃料、資材等の高騰対策と、現在の苦境を乗り越え、将来につながる施策に取り組んでいく必要があると考えますが、道の考えを部長に伺います。

○檜垣尚子副委員長 水産林務部長山口修司君。

○山口水産林務部長 水産業の振興に向けた今後の対応についてであります。本道では、主要魚種の生産低迷や、漁業者の減少、高齢化に加え、昨年、太平洋沿岸で発生した赤潮による漁業被害や、国際情勢の影響による燃油・資材価格の高騰など、漁業を取り巻く環境は厳しさを増していると認識しております。

このため、道では、海洋環境の変化に対応した栽培漁業の積極的な推進による漁業生産の早期回復や、生産が増加しているブリ、マイワシ、ニシンの有効活用を進めるとともに、ロードマップに基づく赤潮被害対策の継続的な推進や人材の育成確保を図るほか、国に対し、漁業経営セーフティネット構築事業の拡充を求めるなど、引き続き、漁業者の皆様が将来にわたり安心して漁業を営むことができるよう、しっかり取り組んでまいります。

以上でございます。

○菊地葉子委員 終わります。

○檜垣尚子副委員長 菊地委員の質疑は終了いたしました。

【第2分科会 11月8日 第3号】

以上で通告の質疑は終わりました。

総括質疑に保留された事項については本委員会において質疑を行うこととし、これをもって、水産林務部、海区漁業調整委員会、連合海区漁業調整委員会並びに内水面漁場管理委員会所管に関わる質疑は終結と認めます。

お諮りいたします。

本日の議事はこの程度にとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○檜垣尚子副委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

11月9日の分科会は午前10時から開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時55分散会